

資 料

- 道路維持管理業務 -

国 土 交 通 省

平成18年10月

. 総 論

1 . 制度・業務の現状

(1) 業務の目的、及び実施方針

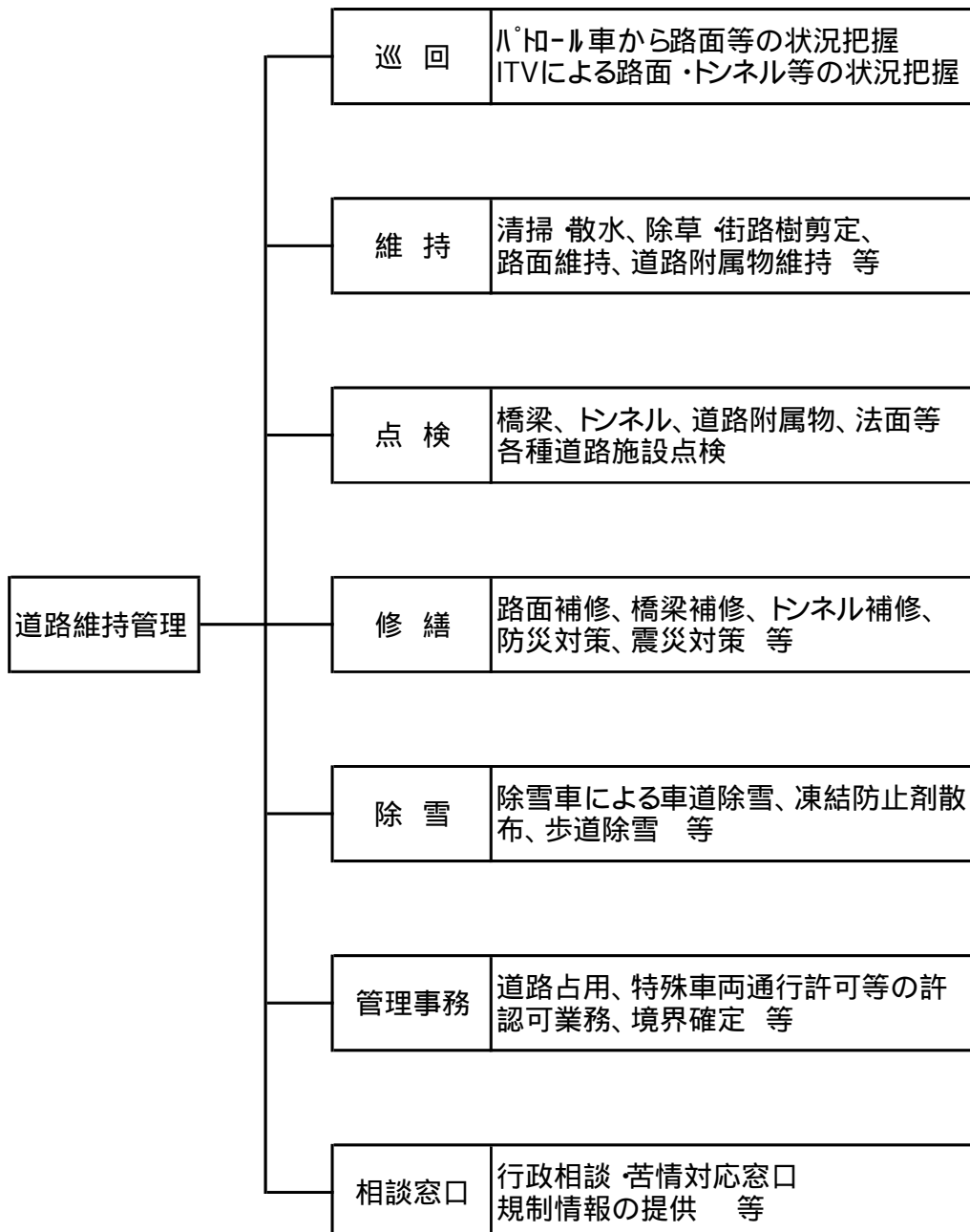
1) 道路維持管理の目的

- イ) 交通の危険を防止し、また交通の円滑を図ること。
- ロ) 道路の適切な利活用を図ること。

2) 道路維持管理の実施方針

- イ) 道路の欠陥、破損を生ずべき誘因を除去し、それらの予防に努める。
- ロ) 道路の欠陥、破損は早期に発見し、直ちに処置する。
- ハ) 維持修繕の実施にあたっては、交通に与える障害および沿道の生活環境に及ぼす影響を極力少なくするよう考慮する。
- ニ) 道路の適切な利活用が図れるよう関係法令等に基づき適切に処理する。

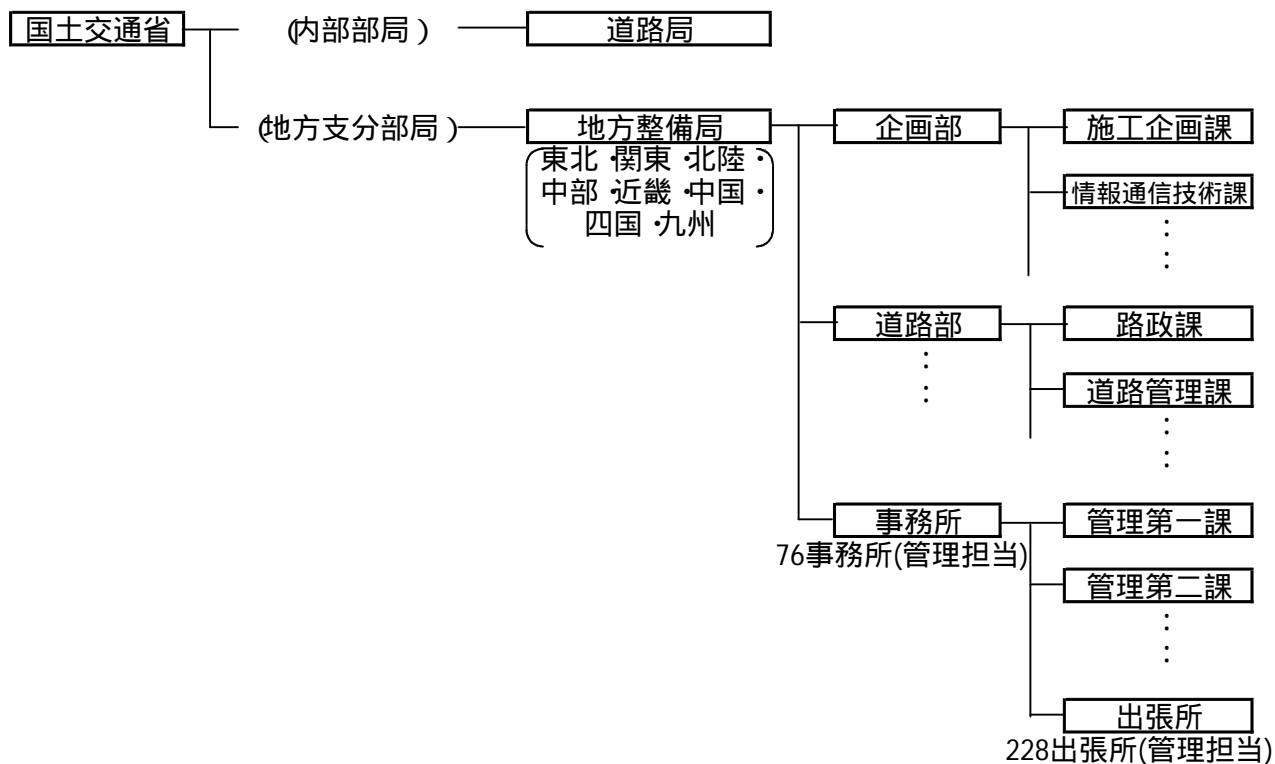
道路維持管理業務の体系



(2) 業務量に関する指標の実績

直轄国道管理延長	約 14,300 km
直轄国道管理路線数	107 路線
一般国道(指定区間)道路敷面積	約 430 km ²
直轄国道橋梁数(橋長15m以上)	約 7,300 橋
直轄国道トンネル数	約 770 箇所

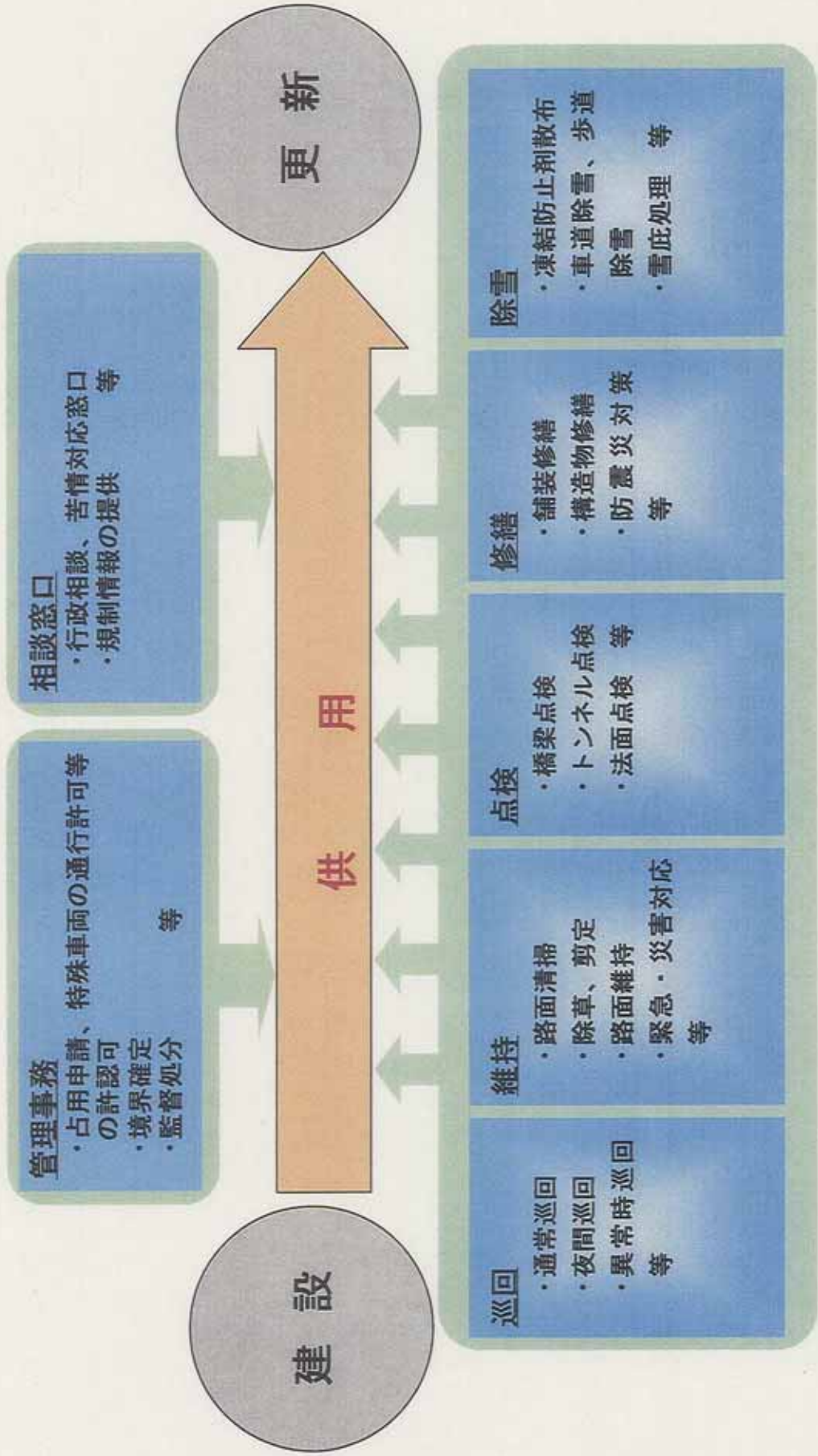
(3) 業務実施にあたっての全体の組織体系



II. 道路維持管理の概要

道路施設の点検・補修、日常管理、雪氷対策などを実施している。

【道路管理の内容】



■ 道路維持管理の概要（巡回）

安全な走行を確保するため、定期的な巡回により、道路上の危険物を発見・除去し、必要に応じ軽微な維持作業を行う。

【道路巡回の一日】

9:30 出張所発



交通整理を行いながら、
穴ぼこを修繕



道路状況の確認



落下物を回収

17:00 出張所着



積み込んでいる備品類

信号旗、誘導棒、セーフティコーン、鋸、なた、
補修材、巻尺、ほうき、測量用ポールなど

出典：国土交通省

■ 道路維持管理の概要（巡回）

巡回では、倒木、小動物の死骸、防護柵の損傷、落石などを発見・処理している。

【倒木】



【小動物の死骸】



【バンパーの脱落】



【防護柵の損傷】



【土砂流出】



【落石】

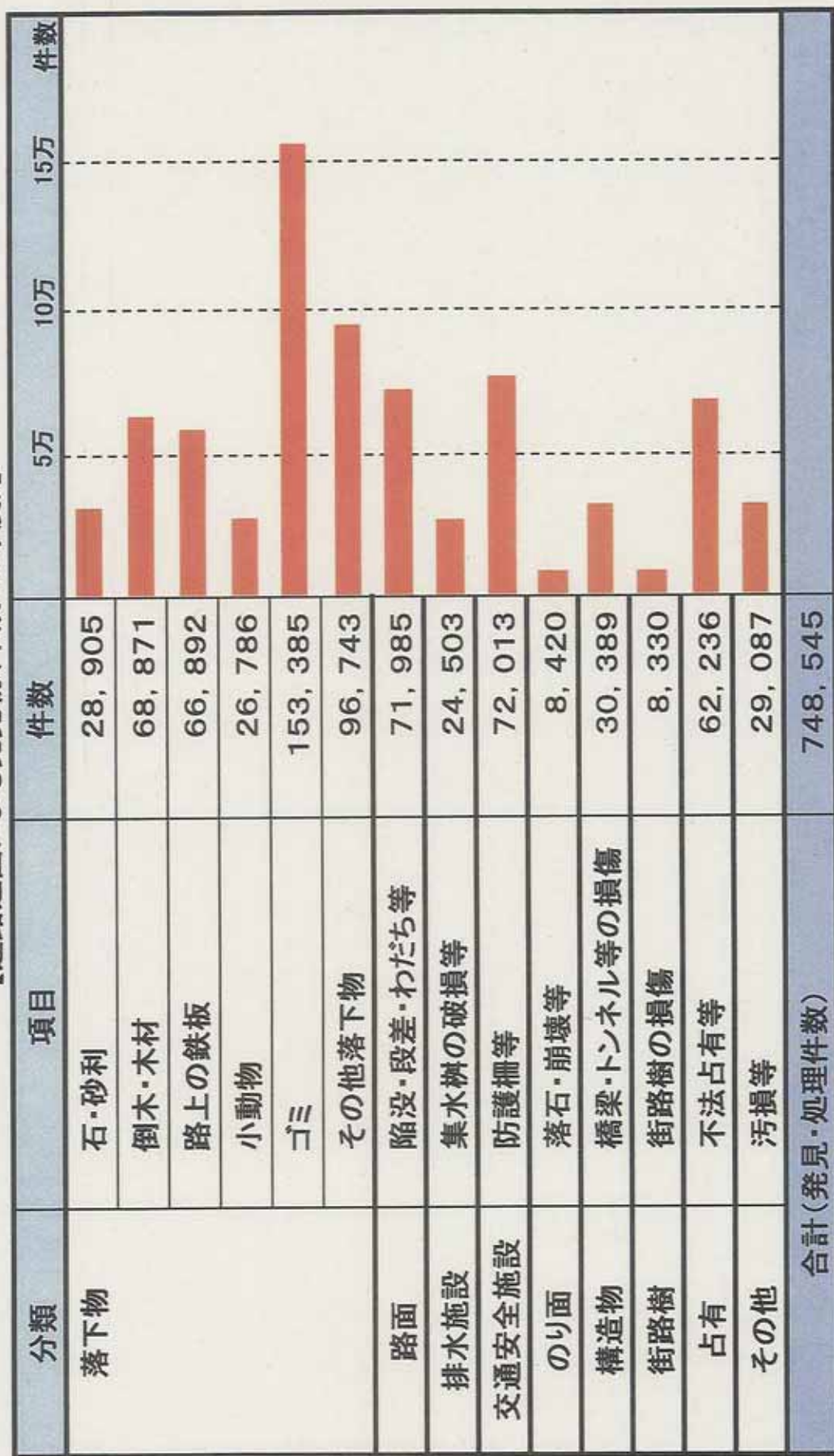


出典：国土交通省

■ 道路維持管理の概要（巡回）

平成16年度には、国が管理する道路全体で、石・砂利を約3万件、路上の鉄板を約7万件、ゴミを約15万件など、多数の障害物を発見、除去した。

【道路巡回による発見物(平成16年度)】

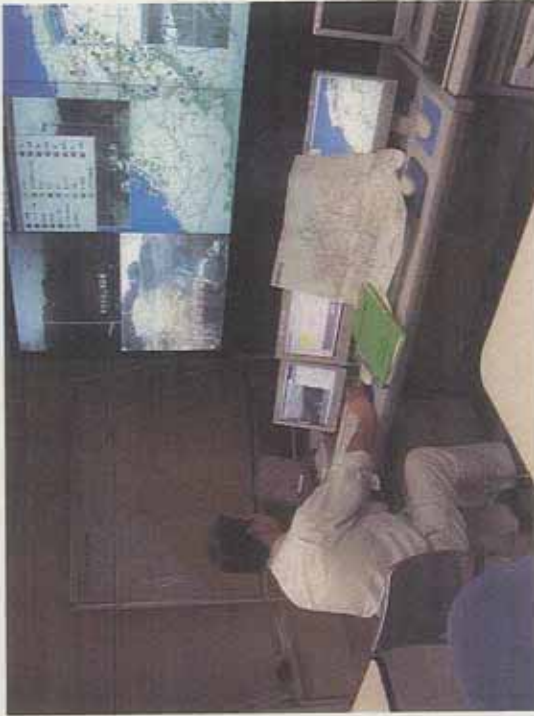
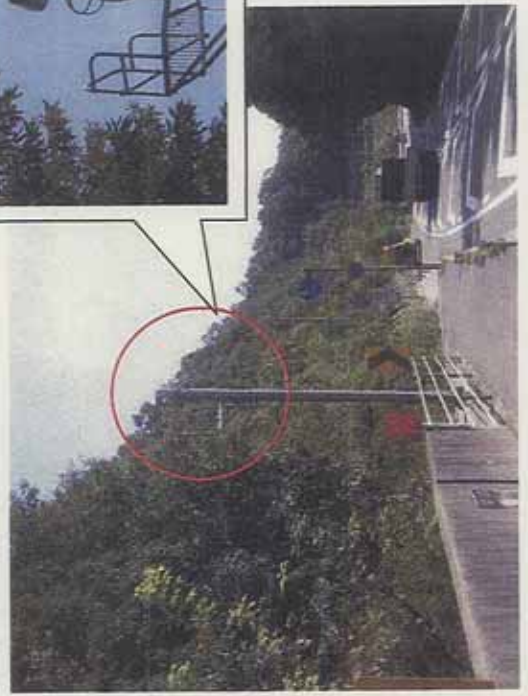


出典：国土交通省

■ 道路維持管理の概要（巡回）

道路管理用カメラ（ITV）による路面等の状況把握に努めている。

【道路管理用カメラ設置状況】



【事務所及び出張所における路面等の状況把握】

出典：国土交通省

■ 道路維持管理の概要（維持）

安全な走行を確保するため、路面の清掃、街路樹の剪定、除草などの日常管理を実施している。

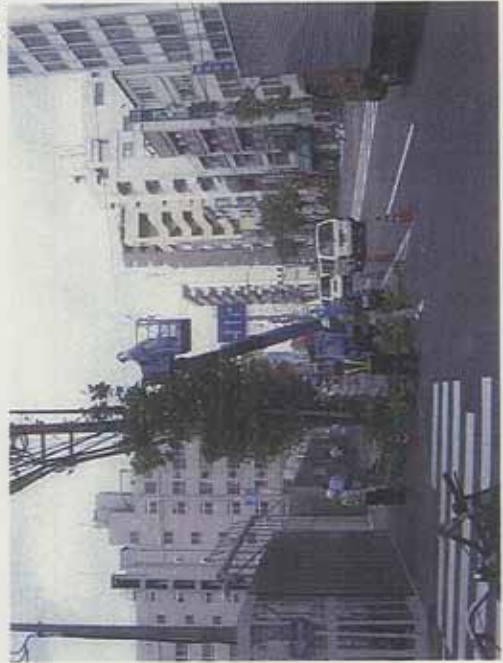
【道路の清掃（夜間に実施）】



【路肩のり面の除草】



【街路樹の剪定】



出典：国土交通省

■ 道路維持管理の概要（点検）

日本の橋梁は、順次5年に1回の頻度で、ひび割れなどの損傷を目視で点検し、健全性を評価している。

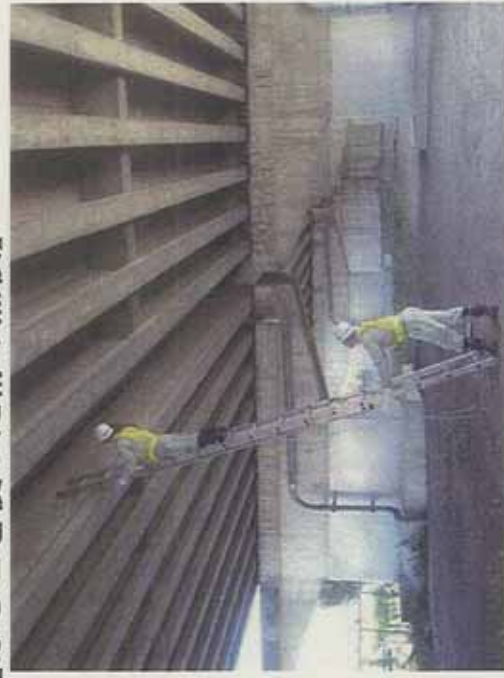
【ボートを使った橋下からの点検】



【橋梁点検車による点検】



【はしごを使った桁の点検】



出典：国土交通省

■ 道路維持管理の概要（点検）

トンネルの点検は、順次5年に1回の頻度（点検結果により必要に応じて2年に1回）で、覆工コンクリートの打音検査や背面の空洞調査などにより健全性を評価している。

【レーザーによる覆工背面の空洞調査】



【削孔等による覆工背面の空洞確認】



【坑口上部の損傷の点検】



【打音による覆工コンクリートの劣化状態の確認】



■ 道路維持管理の概要（修繕）

安全な走行を確保するため、橋梁、トンネル、舗装、歩道、側溝など、道路施設の補修作業を実施している。

【橋梁の床版の補修】



【舗装の補修】



【トンネルの補修】



【側溝の補修】



出典：国土交通省

■ 道路維持管理の概要（修繕）

豪雨等の異常気象時において交通の安全を図るため事前通行規制を行う。
また、災害等において土砂の搬出、仮設道路設置、応急復旧などの復旧対応を行う。
大規模地震への緊急対策として耐震補強を実施している。

【異常気象時の通行規制状況】



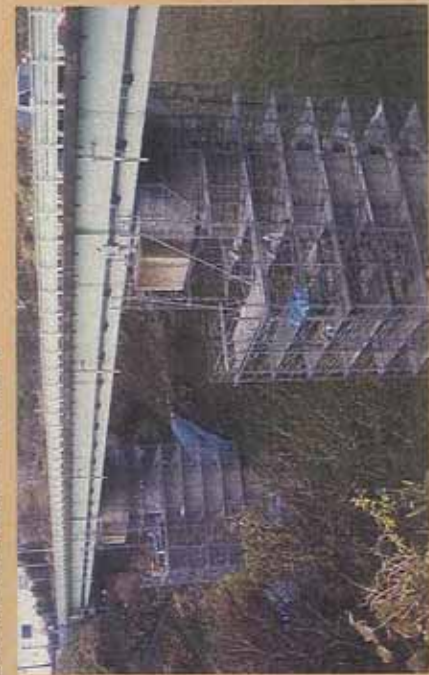
【大規模土砂災害の状況】



【路面上土砂撤去状況】



【耐震補強施工状況】



【応急復旧状況】



道路維持管理の概要（除雪）

積雪寒冷地域では、冬期の道路交通の安全を確保するため、除雪事業に取り組んでいる。

【除雪車による車道の除雪】



【凍結防止剤の散布】



【除雪車による歩道の除雪】



【雪崩防止柵の雪底処理】



■ 道路維持管理の概要（管理事務・相談窓口）

事務所や出張所において、占用申請、特殊車両の通行許可等の許認可事務を行っている。
一般からの行政相談、苦情等に対応するため、事務所や出張所に出張所に対応窓口を設置している。

【特殊車両の通行許可等の許認可事務】



【行政相談、苦情対応の窓口】



【出張所における占用申請許認可事務】



出典：国土交通省

.道路維持管理業務における行政と外部委託の役割分担

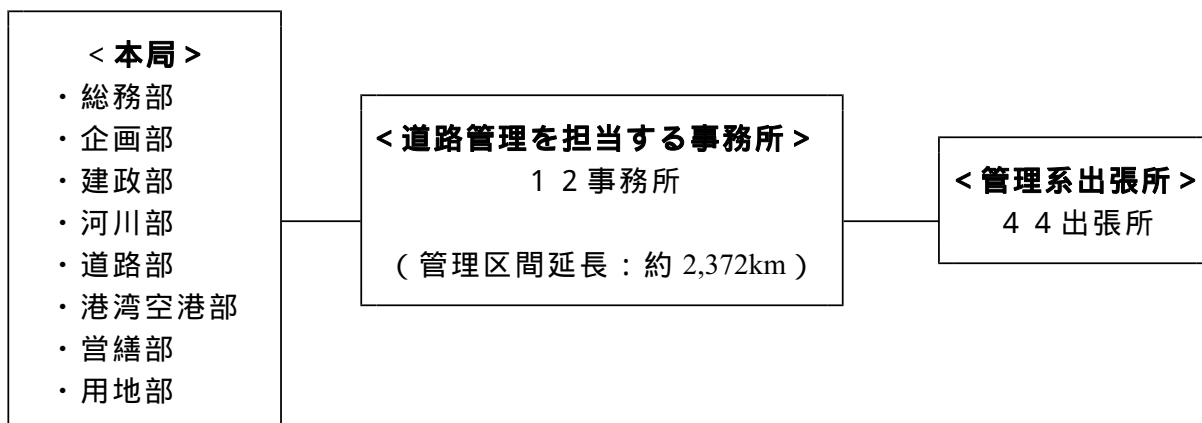
	行政	外部委託
巡回	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">巡回計画の決定・緊急時の措置判断</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">関係機関（警察・消防・自治体等）との連絡調整</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">地域住民との連絡調整</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">巡回（通常巡回、夜間巡回、異常時巡回）</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">応急処理</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">巡回結果とりまとめ</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">管理用カメラによる監視</div>
維持	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">維持計画の決定・緊急時の措置判断</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">関係機関（警察・消防・自治体等）との連絡調整</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">地域住民との連絡調整</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">路面の清掃</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">除草・剪定</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">路面の軽微な補修</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">道路附属物の軽微な補修</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">緊急・災害時の対応</div>
点検	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">点検計画の決定</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">点検結果の評価・対策案の決定</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">点検前の調査</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">現地点検（橋梁、トンネル、舗装、法面、道路附属物）</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">点検データのとりまとめ処理</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">点検結果の解析</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">対策案の検討</div>

	行 政	外 部 委 託
修 繕	修繕計画の決定	調査設計
	関係者協議、及び地域住民への周知	工事積算の補助
	監督・検査	舗装の補修
		構造物の補修
		防災・震災対策
		工事監督の補助
除 雪	除雪計画の決定・緊急時の措置判断	情報収集・雪氷パトロール 除雪準備
	関係機関（警察・自治体等）との連絡調整	凍結防止剤散布
		除雪作業（車道、歩道）
		雪底処理
管理事務	占用申請、特殊車両の通行許可等の許認可の手続	各種申請受付
	境界確定等の手続	申請書類等の審査の補助
	監督処分決定の手続	現地確認・立会の補助
		管理是正措置の補助
相談窓口	行政相談 苦情対応の判断	行政相談 苦情の受付
	規制情報・工事情報の提供	行政相談 苦情の記録整理
		規制情報・工事情報の提供の補助

・ 関東地方整備局の道路維持管理業務について《事例》

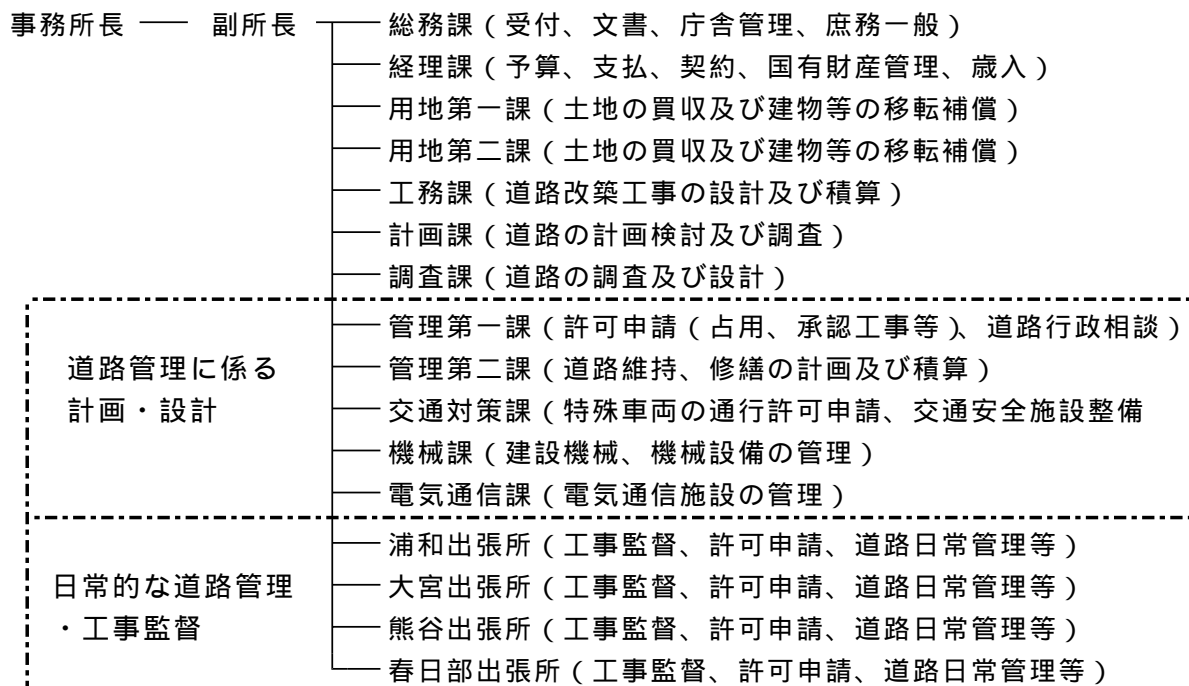
1 . 業務実施にあたっての組織体系

(1) 関東地方整備局の組織



(2) 事務所組織の事例 ~ 大宮国道事務所 ~

1) 組織図



2) 管理区間延長

- ・ 国道 4 号 : 6 5 . 6 k m (春日部出張所)
- ・ 国道 1 6 号 : 5 3 . 4 k m (大宮出張所、春日部出張所)
- ・ 国道 1 7 号 : 1 3 7 . 1 k m (浦和出張所、大宮出張所、熊谷出張所)

2 . 業務量に関する指標の実績 (関東地方整備局全体) 平成 1 7 年度

- 1) 道路管理系予算 : 5 1 , 1 4 6 百万円 (当初)
- 2) 管理系工事発注件数 : 約 5 5 0 件 / 年
- 3) 占用申請件数 : 約 9 , 5 0 0 件 / 年
- 4) 承認工事申請件数 : 約 1 , 0 0 0 件 / 年
- 5) 損傷事故件数 : 約 5 , 3 0 0 件 / 年
- 6) 行政相談処理件数 : 約 1 2 , 1 0 0 件 / 年
- 7) 特殊車両申請件数 : 約 5 0 , 1 0 0 件 / 年

出張所での管理業務の実態（大宮国道事務所大宮出張所の例）

大宮国道事務所 大宮出張所は、様々な機能が集中する首都圏において、**一般国道16号、17号の総延長約62kmの維持管理を担当**しており、道路パトロールや各種許認可の受付、地域要望対応、事故・災害対応等幅広い業務を日常的に担当している。

主な業務内容としては、道路パトロールや事故・災害対応、地域要望対応、各種許認可の受付など幅広い業務を日常的に処理しており、また、行政判断や権限行使、守秘性を伴わない業務は、最大限委託を実施している。道路の災害事故などによる**通行規制等については、警察と協議の上、道路管理者の責務において判断**を行っている。

出張所の体制

職員数 **5名**

(出張所長、係長 × 4)

委託数 **4名**

(現場技術 **3名**、管理補助 **1名**)

出張所の主要業務

パトロール・点検・路面清掃



補修工事の指示・監督



住民説明・苦情・要望対応



占用許可・関係機関調整等



監督・検査



事故・災害時の対応



・業務の廃止又は公共サービス改革法に基づく官民競争入札等の対象とすることについての所見

【要望内容】

現在、国土交通省の各出先の国道事務所等が実施している維持修繕事業などについて、その維持修繕計画の立案から補修工事までを長期に一括して、官民競争入札等の対象とすることにより、民間の創意工夫による良質かつ低廉な業務の実現が可能になると考える。

<大日コンサルタント株式会社>

一定エリアにある橋梁（トンネル）を対象に、構造物の日常点検・清掃及び補修・補強工事業務を民間事業者へ委託する。

<大成建設株式会社>

【 所見 】

道路は、一般交通の用に供することを目的とし、それは常時良好な状態に保持されて初めてその機能を十分発揮することができる。この意味において道路の維持、修繕は、その建設とならんで重要な道路管理者の責務である。

道路をどのように維持、修繕するかは、根源的な道路管理行為そのものであり、国民の生命及び財産の保護に則するとともに、予算制約の中で、道路管理者の責任と権限において総合的に判断されるべきものであることから、これを民間事業者へ委ねることはできない。

また、道路法に基づく占用許可（道路法第32条）、監督処分（道路法71条）、通行規制（道路法第46条）等の事務は、行政権の行使そのものであり、その事務処理における判断については、道路管理者が自ら行う必要がある。

道路の維持管理のうち、巡回、清掃、除草・剪定、除雪、構造物等の点検、設計、工事、許可等の申請受付、行政権の行使の補助事務などの事実行為については、従前から民間事業者等への委託を行っているところであり、今後とも引き続き、外部委託手法の活用を図る。

（参 考）

主な委託先

（ 1 ）調査・設計等

民間事業者（土木関係建設コンサルタント会社、測量会社 等）、公益法人 等

（ 2 ）工事

民間事業者（一般土木工事会社、舗装工事会社、造園工事会社 等）

・業務の実施を規制する現行法令及び関連条項

道路法上、道路の管理は道路管理者（国土交通大臣、都道府県、市町村）が行うこととされ、道路管理者は、道路を常時良好な状態に保つように維持し、修繕し、もって一般交通に支障を及ぼさないように努めなければならないとされている。

また、占用許可、監督処分、通行規制等の行政権の行使を伴う事務については、道路管理者が行うこととされている。

（下記参照。）

参照条文

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）（抄）

（国道の維持、修繕その他の管理）

第十三条 前条に規定するものを除くほか、国道の維持、修繕、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）第二条第二項に規定する災害復旧事業（以下「災害復旧」という。）その他の管理は、政令で指定する区間（以下「指定区間」という。）内については国土交通大臣が行い、その他の部分については都道府県がその路線の当該都道府県の区域内に存する部分について行う。

2～6（略）

（都道府県道の管理）

第十五条 都道府県道の管理は、その路線の存する都道府県が行う。

（市町村道の管理）

第十六条 市町村道の管理は、その路線の存する市町村が行う。

2～5（略）

（道路の占用の許可）

第三十二条 道路に次の各号のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。

- 一 電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物
- 二 水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件
- 三 鉄道、軌道その他これらに類する施設
- 四 歩廊、雪よけその他これらに類する施設
- 五 地下街、地下室、通路、浄化槽その他これらに類する施設
- 六 露店、商品置場その他これらに類する施設
- 七 前各号に掲げるものを除く外、道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある工作物、物件又は施設で政令で定めるもの

2～5（略）

（道路の維持又は修繕）

第四十二条 道路管理者は、道路を常時良好な状態に保つように維持し、修繕し、もつて

一般交通に支障を及ぼさないように努めなければならない。

2 (略)

(通行の禁止又は制限)

第四十六条 道路管理者は、左の各号の一に掲げる場合においては、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて、道路の通行を禁止し、又は制限することができる。

一 道路の破損、欠壊その他の事由に因り交通が危険であると認められる場合

二 道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合

2 道路監理員(第七十一条第四項の規定により道路管理者が命じた道路監理員をいう。)は、前項第一号に掲げる場合において、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、必要な限度において、一時、道路の通行を禁止し、又は制限することができる。

3 (略)

(道路管理者等の監督処分)

第七十一条 道路管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この法律又はこの法律に基づく命令の規定によつて与えた許可若しくは承認を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止、道路(連結許可等に係る自動車専用道路と連結する施設を含む。以下この項において同じ。)に存する工作物その他の物件の改築、移転、除却若しくは当該工作物その他の物件により生ずべき損害を予防するために必要な施設をすること若しくは道路を原状に回復することを命ずることができる。

一 この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反している者

二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による許可又は承認に付した条件に違反している者

三 詐偽その他不正な手段によりこの法律又はこの法律に基づく命令の規定による許可又は承認を受けた者

2 道路管理者は、左の各号の一に該当する場合においては、この法律又はこの法律に基づく命令の規定による許可又は承認を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は措置を命ずることができる。

一 道路に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合

二 道路の構造又は交通に著しい支障が生じた場合

三 前二号に掲げる場合の外、道路の管理上の事由以外の事由に基く公益上やむを得ない必要が生じた場合

3 前二項の規定により必要な措置をとることを命じようとする場合において、過失がなく当該措置を命ずべき者を確知することができないときは、道路管理者は、その者の負担において、当該措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該措置を行うべき旨及びその期限までに当該措置を行わないときは、道路管理者又はその命じた者若しくは委任した者が当該措置を行う旨を、あらかじめ公告しなければならない。

4 ~ 7 (略)

資 料

- 都市公園の維持管理業務 -

国 土 交 通 省

平成18年10月

目 次

都市公園の概要について	2
(1) 都市公園の定義 (都市公園法第 2 条)	2
(2) 財源構成	2
1) 地方公共団体が設置する都市公園	2
2) 国が設置する都市公園の地方負担割合	2
(3) 都市公園等の種類	3
(4) 都市公園の整備効果等	4
国营公園事業について	7
(1) 業務の目的・概要	7
1) 業務の目的	7
2) 整備の内容	7
3) イ号公園の技術的基準 (都市公園法第 3 条第 2 項、施行令第 3 条)	7
4) イ号公園の配置基準 (都市公園法施行令附則第 4 及び施行規則附則第 2) ...	7
5) 国营公園位置図	8
6) 国营公園整備状況	9
(2) 業務の実施体制	10
1) 国营公園の整備体制	10
2) 国营公園の維持管理体制	11
(3) 国营公園維持管理業務の概要	12
1) 国营公園維持管理業務の内容	12
2) (財) 公園緑地管理財団について	12
3) 管理に関する国の現状	12
4) 国营公園の維持管理業務実施主体の唯一性	12
(4) 業務量に関する指標の実績	16
1) 関連予算 (国营公園事業費内訳)	16
2) 国营公園における入園者数と開園面積の推移	16
(5) 維持管理業務に係る外部委託状況	17
1) 国自ら実施しているもの	17
2) 外部委託しているもの	17
(6) 法令上の規制の概要	17
民間からの要望について	18
(1) 国の行政機関に対するもの	18
要望事項名 1 公園・学校の維持管理業務について民間競争入札を実施	18
要望事項名 2 公園施設管理関連業務	19
(2) 地方公共団体に対するもの	20
要望事項名 1 公園・学校の維持管理業務について民間競争入札を実施	20
関連法規	21
参考 随意契約見直し計画 (平成 1 8 年 6 月) 国土交通省 (抄)	24

都市公園の概要について

(1) 都市公園の定義(都市公園法第2条)

「都市公園」とは、次に掲げる公園又は緑地で、その設置者である地方公共団体又は国が当該公園又は緑地に設ける公園施設を含む。

- 一 都市計画施設である公園又は緑地で地方公共団体が設置するもの及び地方公共団体が都市計画区域内において設置する公園又は緑地
- 二 次に掲げる公園又は緑地で国が設置するもの
 - イ 一の都府県を超えるような広域の見地から設置する都市計画施設である公園又は緑地(イ号公園)
 - ロ 国家的な記念事業として、又は我が国固有の優れた文化的資産の保存及び活用を図るため閣議の決定を経て設置する都市計画施設である公園又は緑地(ロ号公園)

(2) 財源構成

1) 地方公共団体が設置する都市公園

都市公園事業費補助は、以下の補助率となっている。

	補助対象	国の補助	都道府県・市町村の負担
都市公園事業	用 地	1/3(1/2)	2/3(1/2)
	施 設	1/2	1/2

()は、沖縄[沖縄振興特別措置法に基づくもの]及び緩衝緑地[公害の防止に関する国の財政上の措置に関する法律に基づくもの]

2) 国が設置する都市公園の地方負担割合

イ号公園 : 整備費 1 / 3、維持管理費 4 . 5 / 1 0

ロ号公園 : なし

(3) 都市公園等の種類

種類	種別	内 容
住区基幹公園	街区公園	主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離250mの範囲内で1箇所当たり面積0.25haを標準として配置する。
	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で近隣住区当たり1箇所を誘致距離500mの範囲内で1箇所当たり面積2haを標準として配置する。
	地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離1kmの範囲内で1箇所当たり面積4haを標準として配置する。
	特定地区公園	都市計画区域外の一定の町村における農山漁村の生活環境の改善を目的とする特定地区公園(カントリーパーク)は、面積4ha以上を標準として配置する。
都市基幹公園	総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積10～50haを標準として配置する。
	運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積15～75haを標準として配置する。
大規模公園	広域公園	主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圈等広域的なブロック単位ごとに1箇所当たり面積50ha以上を標準として配置する。
	レクリエーション都市	大都市その他の都市圏域から発生する多様かつ選択性に富んだ広域レクリエーション需要を充足することを目的とし、総合的な都市計画に基づき、自然環境の良好な地域を主体に、大規模な公園を核として各種のレクリエーション施設が配置される一団の地域であり、大都市圏その他の都市圏域から容易に到達可能な場所に、全体規模1,000haを標準として配置する。
国営公園		一の都府県の区域を超えるような広域的な利用に供することを目的として国が設置する大規模な公園にあつては、1箇所当たり面積おおむね300ha以上として配置する。国家的な記念事業等として設置するものにあつては、その設置目的にふさわしい内容を有するように配置する。
緩衝緑地等	特殊公園	風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園等特殊な公園で、その目的に則し配置する。
	緩衝緑地	大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止、緩和若しくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地で、公害、災害発生源地域と住居地域、商業地域等とを分離遮断することが必要な位置について公害、災害の状況に応じ配置する。
	都市緑地	主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地であり、1箇所当たり面積0.1ha以上を標準として配置する。但し、既成市街地等において良好な樹林地等がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあつてはその規模を0.05ha以上とする。(都市計画決定を行わずに借地により整備し都市公園として配置するものを含む)
	緑道	災害時における避難路の確保、都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として、近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地で幅員10～20mを標準として、公園、学校、ショッピングセンタ、駅前広場等を相互に結ぶよう配置する。

注) 近隣住区 = 幹線街路等に囲まれたおおむね1km四方(面積100ha)の居住単位

(4) 都市公園の整備効果等

都市の安全性を向上させ、地震などの災害から市民を守ります

震災・大火の危険性が高い密集市街地は、東京都・大阪府などを中心に全国で約25,000ha存在しています。このような地区では、震災時の避難地、避難路、延焼防止、復旧・復興の拠点となる防災公園の整備が急務となっています。

阪神・淡路大震災、新潟県中越地震における都市公園が果たした役割

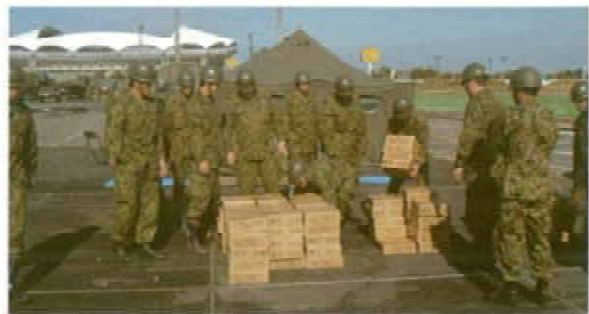
大園公園は、長田地区における延焼を防止した他、避難地や防災活動拠点として機能しました。



(大園公園、兵庫県神戸市長田区)

大園公園

鳥屋野湯公園は、被災市町村への物資の集積・配送等の支援拠点として機能しました。



(鳥屋野湯公園、新潟県新潟市)

避難者の生命を保護する公園

周辺地区からの避難者を収容し、市街地火災等から避難者の生命を保護する広域避難地として機能します。



(城北中央公園、東京都練馬区、板橋区)

消防・救援活動の拠点となる公園

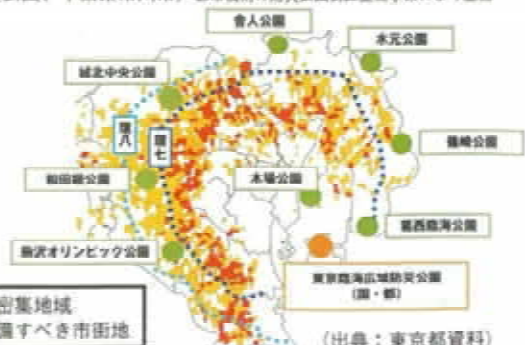
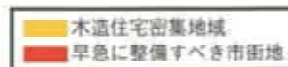
耐震性貯水槽や救援活動の場となる多目的広場等を備え、消防、救護、復旧・復興活動の拠点として機能します。



(大洲防災公園、千葉県市川市) 都市規模の防災公園街区整備事業により整備

危険性の高い密集市街地

木造住宅密集地域では、大地震の発生の際に大きな被害が想定されます。東京都では、この地域に近接した環状七号線周辺などの都市公園を救援・復旧活動の拠点となる公園と位置づけ、防災公園ネットワークの形成を進めています。



(出典：東京都資料)

②市民の活動の場、憩いの場を形成します。

緑とオープンスペースは、子供からお年寄りまでの幅広い年齢層の自然とのふれあい、レクリエーション活動、健康運動、文化活動等多様な活動の拠点となっています。また、これからは公園の整備・管理や緑化活動へ、より一層市民が参加することが期待されます。

市民参加の公園づくりの推進

子供から大人まで様々な人々による植樹の推進など、市民が参加する公園整備を進めています。



びわ湖緑球市民の森（高岡県守山市）

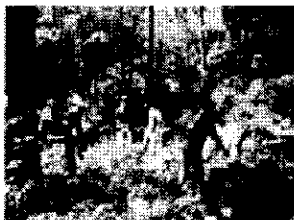
環境学習の推進

ネイチャーゲーム等を創じた体験から、環境について学ぶことができる場として活用されています。



国営木曽三川公園、岐阜県各務原市

市民による管理の推進



（原）長島田・若市民の森、埼玉県鶴ヶ島市

市民による樹林地の下列り等の活動により、良好な環境を形成する緑地を適切に保全しています。

健康運動活動の推進



秋田県立中央公園、秋田県秋田市

地域住民のスポーツやレクリエーションの場として、健康の維持や増進に寄与しています。

生涯学習の推進

入りが年齢にかかわらず、自然体験活動に参加できるよう、様々なプログラムを提供しています。



国営みちのく村の森林公園、茨城県川崎町

バリアフリー化の推進



国営昭和記念公園、東京都立川市

園路の段差解消、車いすで利用可能なトイレの設置など、誰もが利用しやすい公園づくりを行っています。

③豊かな地域づくり、地域の活性化に不可欠です。

地域の歴史的・自然的資源を活用した観光振興の拠点の形成や、中心市街地のにぎわいの場となる公園・広場の整備など、地域間の交流・連携の拠点となる緑とオープンスペースの確保は、快適で個性豊かな地域づくりに必要不可欠です。

中心市街地の活性化

商店街等の中心市街地の活性化を図るため、商業地域等におけるまちなかにぎわいや、人々の往来の中心となる公園・緑地の整備を行っています。



貯米市民広場公園（北海道岩手県市）

自然的資源の活用

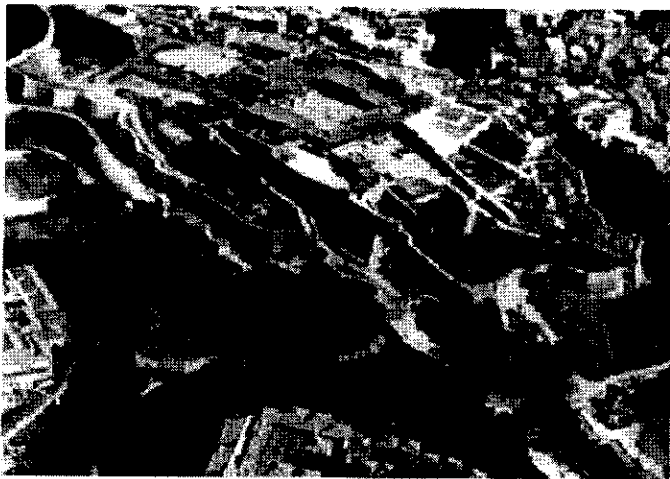
農作業の体験等を通じ自然とふれあうことのできる公園づくりを行っています。



農園公園（神奈川県横浜市区）

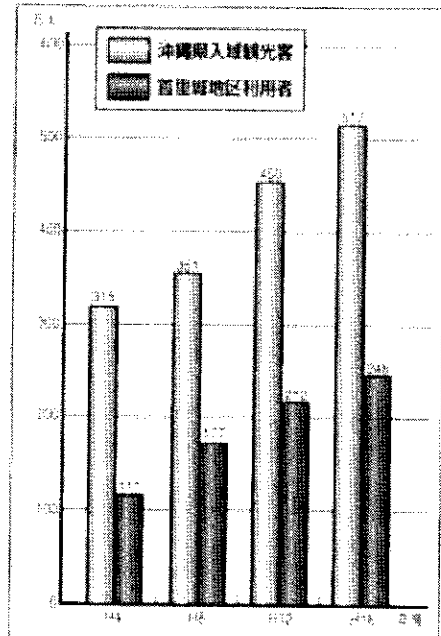
歴史的資源の活用

国営沖縄記念公園豊原里城地区では、伝統的な琉球王朝文化の象徴であった首里城を復元しました。近年は沖縄島に訪れた観光客の約半がこの地区を訪れ、沖縄振興・観光の拠点となっています。



国営沖縄記念公園（沖縄県那覇市）

年次別沖縄県入城観光客数と首里城地区利用者数



出典：国上交通者及び沖縄県資料より作成

II 国営公園事業について

(1) 業務の目的 概要

1) 業務の目的

一の都府県を超えるような広域の見地から設置する国営公園(イ号公園)、及び、国家的な記念事業として、又は我が国固有の文化的資産の保存及び活用を図ることとし、閣議決定を経て設置する国営公園(ロ号公園)の整備の推進及び適正な維持管理を行うもの。

2) 整備の内容

- イ号公園：淀川河川公園、海の中道海浜公園、滝野すずらん丘陵公園、国営常陸海浜公園、国営木曾三川公園、国営みちのく杜の湖畔公園、国営備北丘陵公園、国営讃岐まんのう公園、国営越後丘陵公園、国営アルプスあづみの公園、国営明石海峡公園、国営東京臨海広域防災公園（12公園）
- ロ号公園：国営武蔵丘陵森林公園、国営飛鳥歴史公園、国営沖縄記念公園、国営昭和記念公園、国営吉野ヶ里歴史公園（5公園）

3) イ号公園の技術的基準（都市公園法第3条第2項、施行令第3条）

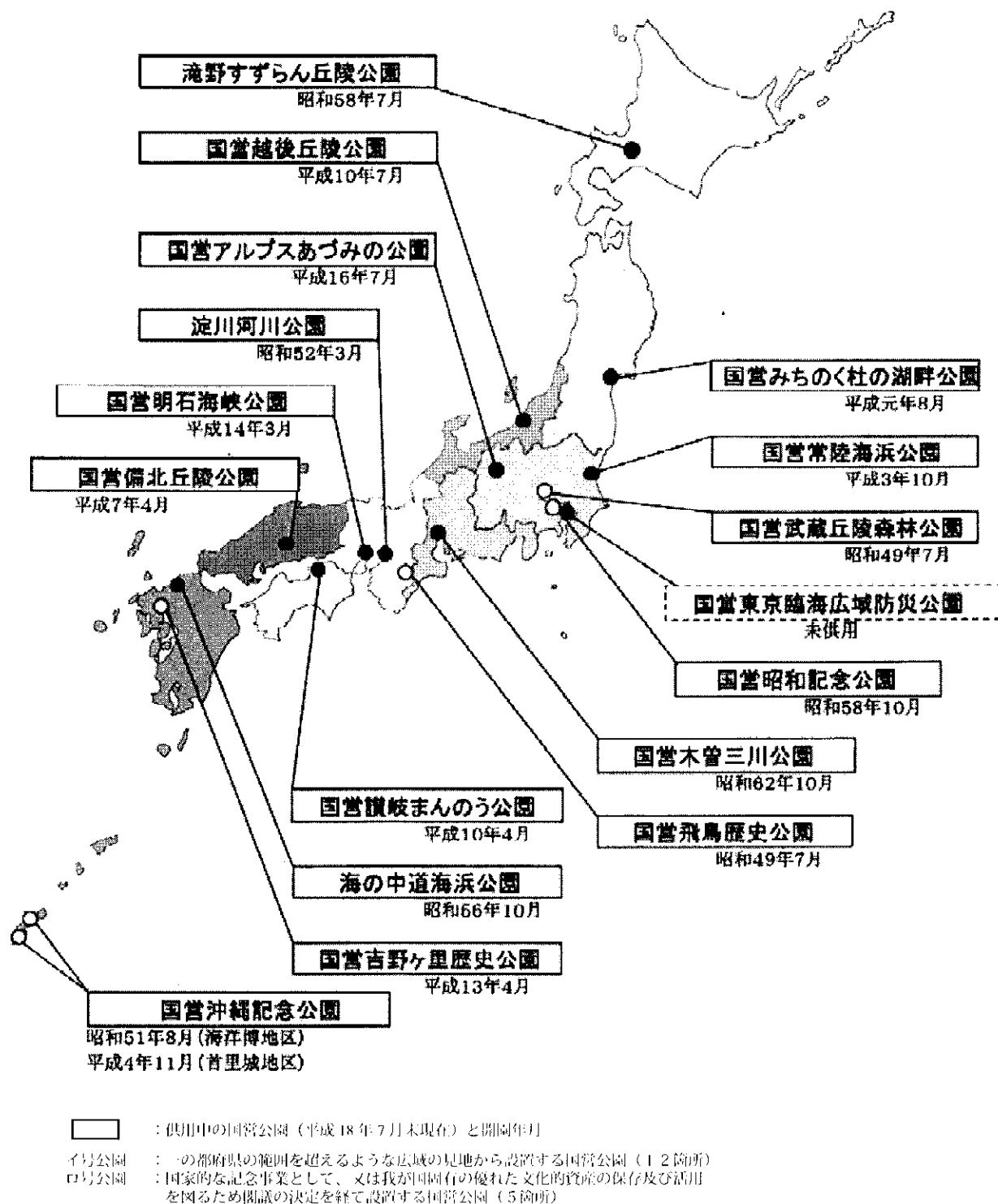
区分	配置	規模	位置及び区域の選定	公園施設の整備
災害時に広域的な災害救援活動の拠点となるものとして国が設置する都市公園	大規模な災害により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがある区域として国土交通省令で定める都道府県の区域ごとに一箇所配置すること	災害時において物資の調達、配分及び輸送その他の広域的な災害救援活動を行うのに必要な規模以上とすること。	災害時における物資の調達及び輸送の利便性を勘案して、広域的な災害救援活動の拠点としての機能を効率的に発揮する上で適切な土地の区域とすること。	広域的な災害救援活動の拠点としての機能を適切に発揮するため、広場、備蓄倉庫その他の必要な公園施設を、大規模な地震に対する耐震性を有するものとして整備すること。
国が設置するその他の都市公園	一般の交通機関による到達距離が200キロメートルを超えない土地の区域を誘致区域とし、かつ、周辺の人口、交通の条件等を勘案して配置すること。	おおむね300ヘクタール以上とすること。	できるだけ良好な自然的条件を有する土地又は歴史的意義を有する土地を含む土地の区域とすること。	良好な自然的条件又は歴史的意義を有する土地が良好に利用されるよう配慮し、当該都市公園の誘致区域内にある他の都市公園の公園施設の整備状況を勘案して、多様なレクリエーションの需要に応ずることができるよう公園施設を整備すること。

4) イ号公園の配置基準（都市公園法施行令附則第4及び施行規則附則第2）

- 災害時に広域的な災害救援活動の拠点となるものとして国が設置する都市公園
埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県
- 国が設置するその他の都市公園
地方整備局ブロック毎に1箇所（人口集積の高い関東及び近畿ブロックは2箇所）

5) 国営公園位置図

国営公園は、広域レクリエーション需要に対応し、また我が国固有の文化的資産の保存及び活用等を図るため、現在17公園で整備を進めているところであり、このうち16公園で供用を開始している。



6) 国営公園整備状況

区分	公園名称	所在地	面積 (ha)	事業 年度	主要施設	備考
ロ	国営武蔵丘陵 森林公園	埼玉県比企郡滑川町 熊谷市	304 (304)	昭和 43～	サイクリングコース、運動広場 花木園、疎林広場、都市緑化植 物園等	明治百年記念事業 閣議決定 昭和43年10月18日 昭和49年7月概成開園
ロ	国営飛鳥歴史公園	奈良県高市郡明日香村	61 (46.1)	46～	(祝)地区、石舞台地区、日押 丘地区、高松塚周辺地区、キト ラ古墳周辺地区)芝生広場、展 望台、休憩施設等	飛鳥地方の文化的資産の保存と活用 閣議決定 昭和45年12月18日、 昭和51年10月29日及び 平成13年3月16日 昭和49年7月祝)地区概成開園 昭和51年9月石舞台地区概成開園 平成2年4月高松塚周辺地区 概成開園 平成6年4日日押丘地区概成開園
イ	淀川河川公園	大阪府、京都府	962 (235.0)	47～	野球場、テニスコート、芝生広 場、野草広場、サービスセンタ ー等	昭和52年3月一部開園
イ	海の中道海浜公園	福岡県福岡市	539 (249.4)	50～	大芝生広場、サイクリングコー ス、海洋生態科学館、小動物放 飼園、プール、青少年海の家、 宿泊施設等	昭和56年10月一部開園
ロ	国営神縄記念公園	沖縄県国頭郡本部町 那覇市	82 (74.2)	50～	(海洋博覧会地区) 沖縄美ら海水族館、海洋文化 館、エメラルドビーチ、熱帯ド リームセンター、熱帯・亜熱帯 都市緑化植物園、園路広場等 (首里城地区) 首里城正殿、園路広場等	(海洋博覧会地区) 沖縄国際海洋博覧会記念事業 閣議決定 昭和50年7月15日 昭和51年8月一部開園 (首里城地区) 神縄後結記念事業 閣議決定 昭和61年11月28日 平成4年11月一部開園
ロ	国営昭和記念公園	東京都立川市、昭島市	180 (157.3)	53～	みんなの原っぱ、子どもの森、 日本庭園、サイクリングコー ス、水鳥の池、プール、花みど り文化センター等	昭和天皇御在位50年記念事業 閣議決定 昭和54年11月30日 昭和58年10月一部開園
イ	滝野すすらん 丘陵公園	北海道札幌市	396 (192.3)	53～	カントリーガーデン、こどもの 谷、森のすみか、オートキャン プ場、青少年山の家等	昭和58年7月一部開園
イ	国営常陸海浜公園	茨城県ひたちなか市	350 (135.0)	54～	大草原、たまごの森、ひたちな か自然の森、砂丘ガーデン等	平成3年10月一部開園
イ	国営木曾三川公園	愛知県、三重県、岐阜 県	6,107 (227.2)	55～	中央水郷地区センター、カルチ ャービレッジ、河川環境楽園等	昭和62年10月一部開園
イ	国営みちのく 杜の湖畔公園	宮城県柴田郡川崎町	647 (287.5)	56～	彩の広場、湖畔広場、みちのく 文化センター、花木園、ふるさ と村、オートキャンプ場等	平成元年8月一部開園
イ	国営備北丘陵公園	広島県庄原市	340 (178.8)	57～	大芝生広場、ひばの里、オート キャンプ場等	平成7年4月一部開園
イ	国営讃岐 まんのう公園	香川県仲多度郡まんの う町	350 (111.8)	59～	中央広場、自然生態園、展望遊 歩道、オートキャンプ場等	平成10年4月一部開園
イ	国営越後丘陵公園	新潟県長岡市	399 (119.6)	平成 元～	緑の千景敷、越の池、自然探勝 路、展望台等	平成10年7月一部開園
イ	国営アルプス あづみの公園	長野県安曇野市、大町 市、松川村	356 (27.0)	2～	公園センター施設、段々原っ ぱ、溪流ピクニック広場等	平成16年7月一部開園
ロ	国営吉野ヶ里 歴史公園	佐賀県神埼市、神埼郡 吉野ヶ里町	54 (27.6)	4～	北内部、南内部、祭りの広場、 歴史公園センター等	吉野ヶ里遺跡の保存と活用 閣議決定 平成4年10月27日 平成13年4月一部開園
イ	国営明石海峡公園	兵庫県神戸市、淡路市	330 (37.0)	5～	芝生広場、花の丘道、展望施設 等	平成14年3月一部開園
イ	国営東京臨海 広域防災公園	東京都江東区	6.7 ()	14～	災害応急対策施設、広場等	
合 計			11,463.7 (2409.8)			

(注) 1. 面積欄：下段()内書は、平成18年7月末現在の開園面積である。
2. 区分欄：「イ」、「ロ」は都市公園法第2条第1項第2号イ、ロによる分類である。

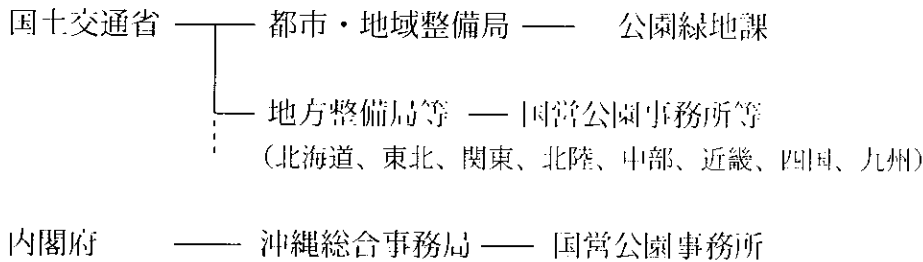
②業務の実施体制

1) 国営公園の整備体制

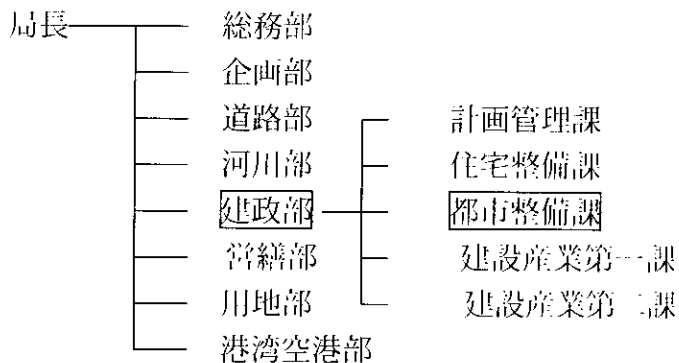
国営公園の整備は、各地方整備局長(北海道は北海道開発局、沖縄は沖縄総合事務局)に委任等しており、各地方整備局に設置されている公園事務所等が具体の整備を行っている。公園事務所等は、各国営公園に整備状況に応じて、1事務所につき4～15名程度の職員で構成されている。

【国営公園整備に係る実施体制】

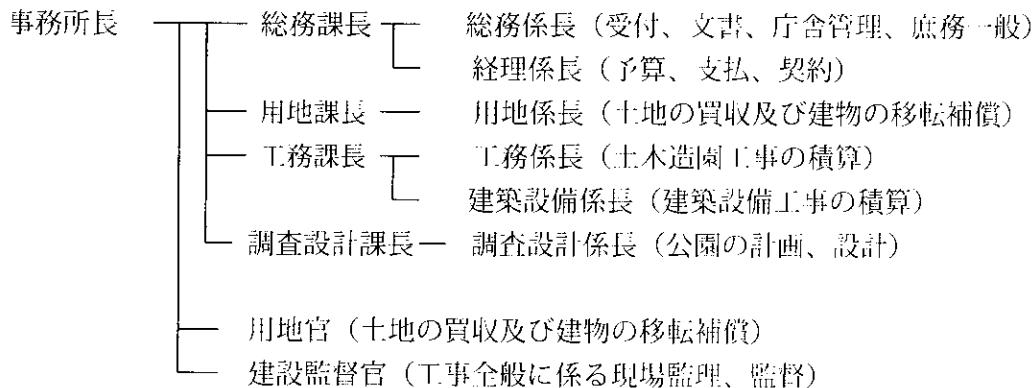
○国営公園整備に係る機関関係図



○地方整備局内の体制図～関東地方整備局の事例～



○国営公園事務所の体制図～国営アルプスあづみの公園事務所の例～



2) 国営公園の維持管理体制

国営公園の維持管理についても、各地方整備局長(北海道は北海道開発局、沖縄は沖縄総合事務局)に委任等しているが、各地方整備局等に設置されている公園事務所等には、維持管理業務全般を自ら行うための組織は認められていない。

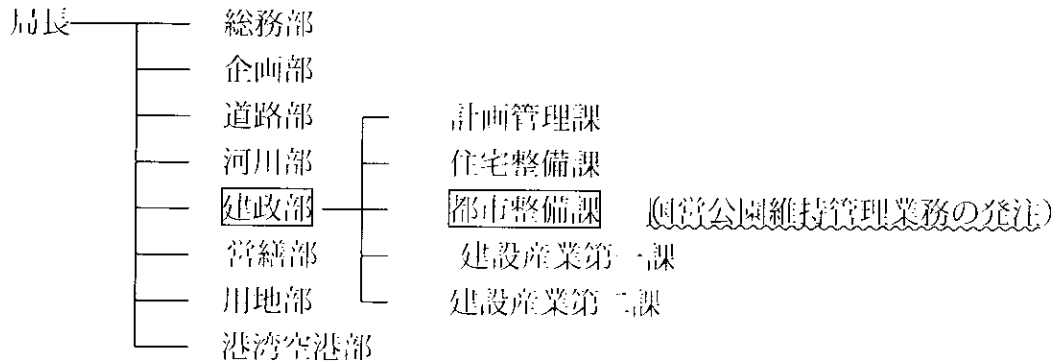
このため、維持管理に必要な業務の内、「都市公園法に基づく公園内の行為の許可、施設の設置等に係る許認可事務」等公権力の行使に係るものを除き、園内の植物管理、建物管理、清掃、利用者サービス等の維持管理業務は、外部委託している。(詳細は次ページ参照)

【国営公園維持管理に係る体制】

○国営公園整備に係る機関関係図

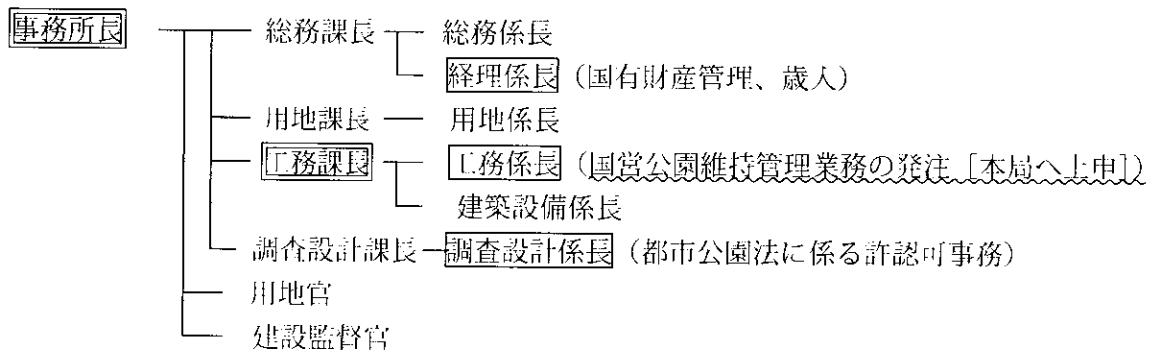
国営公園整備の体制と同じ

○地方整備局内の体制図～関東地方整備局の事例～



○国営公園事務所の体制図～国営アルプスあづみの公園事務所の例～

※ 管理のための組織を置かず、必要最低限の事務を整備の体制の中で実施



※事務所長、工務課長は維持管理業務の主任調査員、調査員を担当

(3) 国営公園維持管理業務の概要

1) 国営公園維持管理業務の内容

- 国営公園の維持管理業務は、より多くの公園利用者が安全で快適に公園を利用できるよう、利用者サービスや利用指導を図るとともに、公園の質的レベルを維持、向上させ、植物等の公園資産を保全、増進させることを目的に行うもので、その内容は、植物管理、建物・工作物管理、清掃、入園料徴収、巡視・保安警備、利用者指導、救急等多岐にわたる。
- これらの内容は、公園の管理運営上一体的密接不可分なものであり、公園管理者である国に代わり、入園料の徴収や都市公園法等関係法令に関する専門的な知見に基づいて利用者指導を行うなど、公園管理に必要となる真に公益を目的とした国の公権力の行使に準ずる行政的な判断力と専門的知識を備えた者が、総合的な調整の下で実施する必要がある。

2) (財) 公園緑地管理財団について

- (財) 公園緑地管理財団は、国の維持管理に係る組織・定員増の抑制を背景に、行政組織の簡素化や効率的な公園管理の実施等の観点から、国に代わって国営公園の維持管理を一括して実施する専門的機関として、国営武蔵丘陵森林公園が開園した昭和49年に設立された公益法人である。
- 同財団は、現在では、全国14箇所の国営公園に係る維持管理業務を各地方整備局等から受託し、国営公園管理に係る技術的蓄積、公園管理に必要となる行政的な判断力と専門的知識を備えた組織となっている。
- 以上から、これまで、国営公園の維持管理業務は、「都市公園法に基づく公園内の行為の許可、施設の設置等に係る許認可事務」等公権力の行使に係るものを除き、各地方整備局等からの随意契約により同財団(一部は(財)河川環境管理財団又は(財)海洋博覧会記念公園管理財団)に外部委託している。

3) 管理に関する国の現状

- 国営公園の維持管理業務は、本来、公園管理者である国自らが行うべきものであるが、国営公園の設置当初より、その業務をアウトソーシングしてきたものである。
- 徹底した行政組織の簡素化の下に国営公園事務所には現在においても植物管理、建物・工作物管理、清掃、入園料徴収、巡視・保安警備、利用者指導、救急等多岐にわたる管理を実施するための専任組織は設置されていない。

4) 国営公園の維持管理業務実施主体の唯一性

- 平成18年6月に策定された「随意契約見直し計画」において、国営公園のうち閣議決定に基づき設置されている口号公園(5箇所)については、その趣旨から、行幸

啓等への対応や、文化的資産の保存等、国の責務として実施すべき性格の特に強い業務であることから、国に代わって適切に業務を実施し得る(財)公園緑地管理財団等が安定的に引き続き維持管理を行うことが必要不可欠であることから、今後も随意契約を行うこととしている。

- 一方、国営公園のうちイ号公園（11箇所）については、平成19年度より、契約の透明性・競争性を確保するため、発注者が特定した公益法人（(財)公園緑地管理財団等）以外の参加者の有無を確認するための公募手続きを導入し、これを経た上で、公園の維持管理業務の受託者を決定することとしている。

【「随意契約見直し計画」における国営公園維持管理業務に係る見直しの概要】

～(財)公園緑地管理財団に係るもの～

■随意契約を見直す公園

○イ号公園

◇(財)公園緑地管理財団へ委託している14箇所の国営公園の内、イ号公園の10公園については、随意契約を見直し平成19年度より公募を実施する。

◇これら10公園の見直し額は、計5,434,468(千円)で、同財団への総委託額7,591,668(千円)の71.6%を占める。

■引き続き随意契約として残す公園

○ロ号公園

◇天皇陛下ご在位50年を記念して設置されている国営昭和記念公園をはじめとする閣議決定に基づき設置されている4公園。

公園名	閣議決定趣旨
国営武蔵丘陵森林公園	明治百年記念事業
国営昭和記念公園	天皇陛下御在位五十年記念事業
国営飛鳥歴史公園	飛鳥地方の文化的資産の保存と活用
国営吉野ヶ里歴史公園	吉野ヶ里遺跡の保全と活用

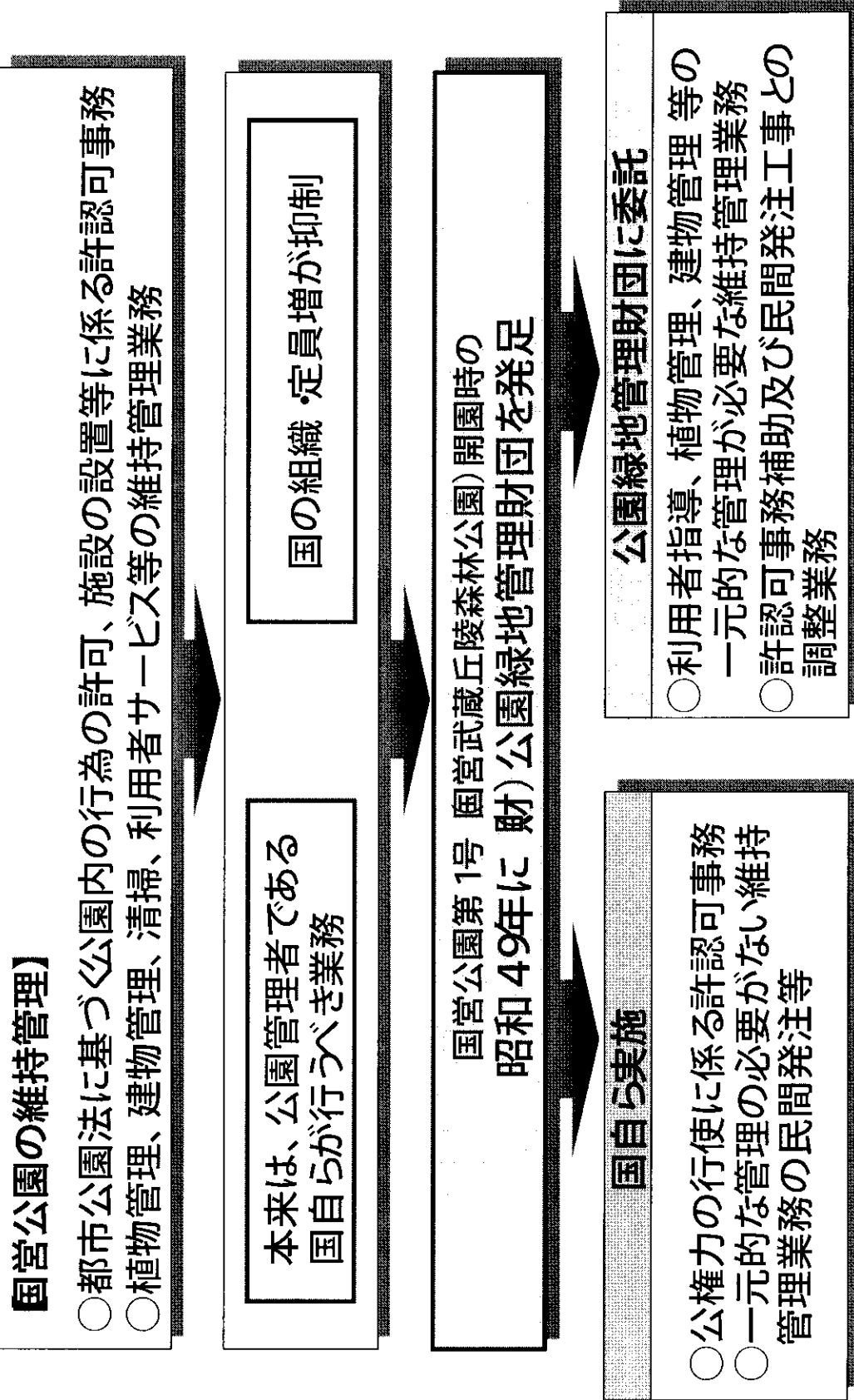
◇これらの公園は、閣議決定の趣旨から行幸啓等への対応や、文化的資産の保存等、国の責務として実施すべき性格の特に強い業務であり、国に代わって適切に業務を実施し得る(財)公園緑地管理財団が安定的に引き続き維持管理を行うことが必要不可欠である。

◇これら4公園への委託額は、計2,157,100(千円)で、同財団への総委託額28.4%を占める。

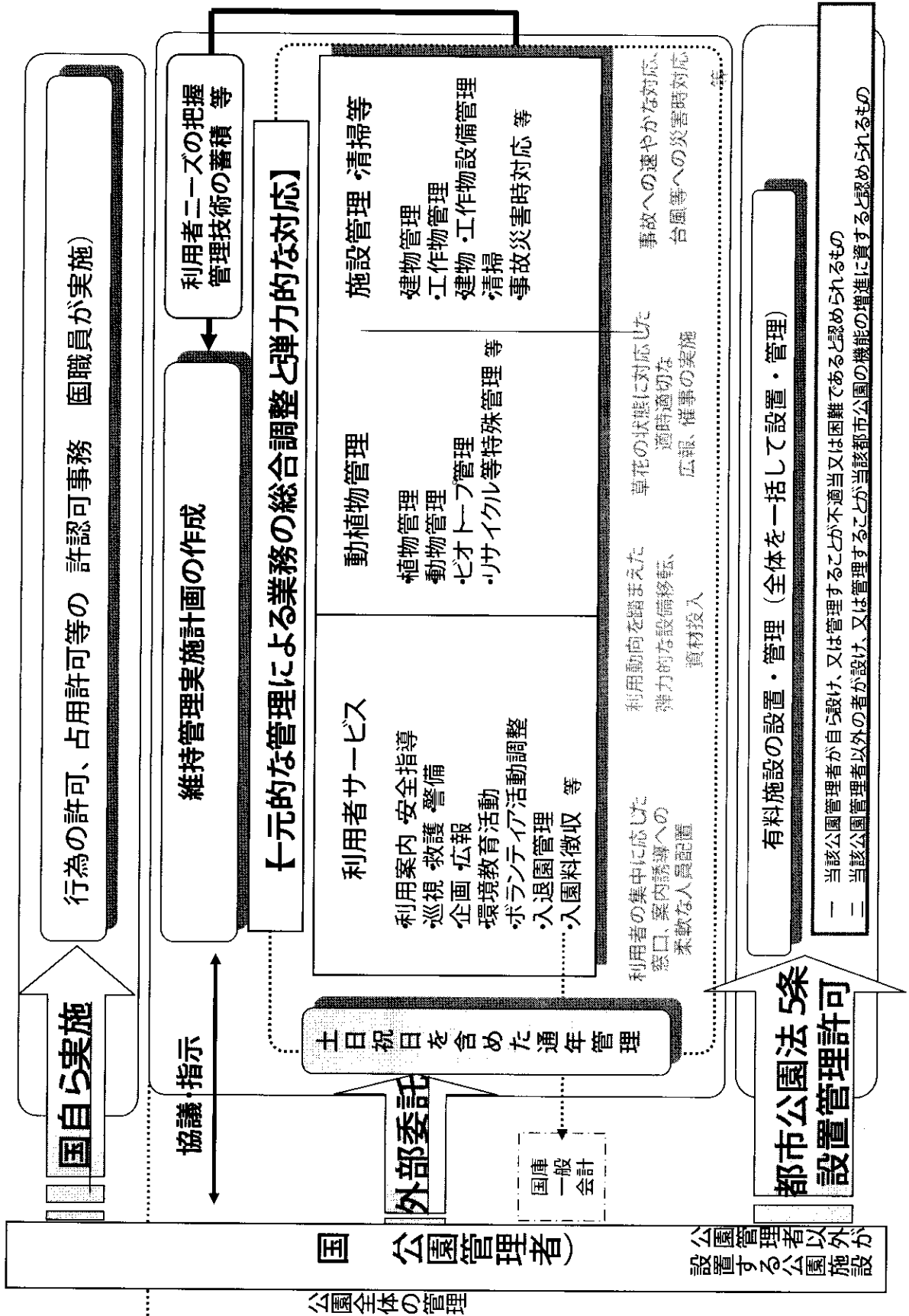
【参考】○引き続き随意契約で残す委託額 (千円)

内 訳	H17委託
国営武蔵丘陵森林公園	730,800
国営昭和記念公園	852,400
国営飛鳥歴史公園	202,800
国営吉野ヶ里歴史公園	371,100
合 計	2,157,100

参考 1】国営公園の維持管理体制



参考2) 国営公園維持管理業務のフロー



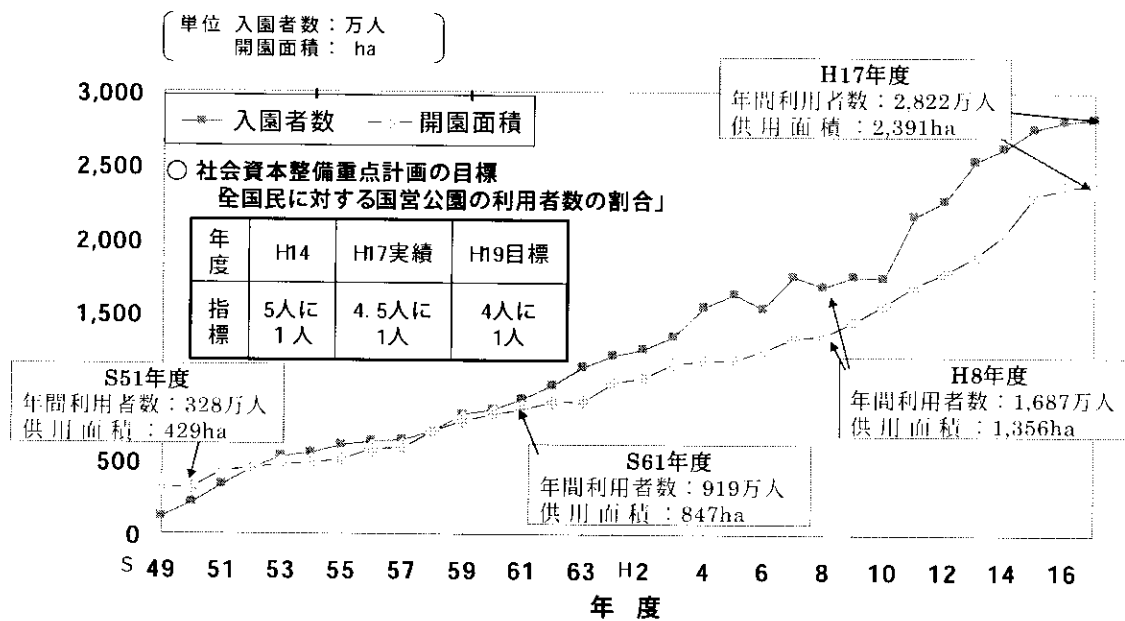
(4) 業務量に関する指標の実績

1) 関連予算 国営公園事業費内訳)

単位 : 百万円)

	平成18年度	平成17年度	対前年度比
国営公園全体	37,309	38,398	0.97
国営公園維持管理費	11,205	11,314	0.99
国営公園整備費	26,104	27,084	0.96

2) 国営公園における入園者数と開園面積の推移



○ 過年度に対する平成17年度実績の伸率

平成17年度	対S51年度	対S61年度	対H8年度
年間利用者数	8.60	3.07	1.67
供用面積	5.57	2.82	1.76

(5) 維持管理業務に係る外部委託状況

1) 国自ら実施しているもの

- 都市公園法に基づく公園内の行為の許可、施設の設置等に係る許認可事務
 - ・都市公園法第5条（公園管理者以外の者の公園施設の設置等）、第6条（占用許可）、第12条（行為の許可）など
- 国有財産としての管理、及び入園料等の歳入に係る事務（ただし、入園料等の徴収業務は外部委託）

2) 外部委託しているもの

- 維持管理業務の実施計画策定
- 植物管理、建物管理、清掃、利用者サービスなどの一元的な管理が必要な維持管理業務

【外部委託先】

- （財）公園緑地管理財団への委託（14公園）
国営武蔵丘陵森林公園、国営飛鳥歴史公園、海の中道海浜公園、国営昭和記念公園、滝野すずらん丘陵公園、国営常陸海浜公園、国営木曾三川公園（一部）、国営みちのく杜の湖畔公園、国営備北丘陵公園、国営讃岐まんのう公園、国営越後丘陵公園、国営アルプスあづみの公園、国営吉野ヶ里歴史公園、国営明石海峡公園
- （財）河川環境管理財団への委託（2公園）
淀川河川公園、国営木曾三川公園（一部）
- （財）海洋博覧会記念公園管理財団への委託（1公園）
国営沖縄記念公園

※12ページ「(3) 国営公園維持管理業務の概要 4) 国営公園の維持管理業務実施主体の唯一性」の記載の通り、平成18年6月に策定された「随意契約見直し計画」において、国営公園のうち閣議決定に基づき設置されている口号公園（5箇所）については、その趣旨から、行幸啓等への対応や、文化的資産の保存等、国の責務として実施すべき性格の特に強い業務であることから、国に代わって適切に業務を実施し得る(財)公園緑地管理財団等が安定的に引き続き維持管理を行うことが必要不可欠であることから、今後も随意契約を行うこととしている。

一方、国営公園のうちイ号公園（11箇所）については、平成19年度より、契約の透明性・競争性を確保するため、発注者が特定した公益法人（(財)公園緑地管理財団等）以外の参加者の有無を確認するための公募手続きを導入し、これを経た上で、公園の維持管理業務の受託者を決定することとしている。

(6) 法令上の規制の概要

「(5) 維持管理業務に係る外部委託状況 2) 外部委託しているもの」について、外部委託を妨げる規定は存在しない。

Ⅲ 民間からの要望について

(1) 国の行政機関に対するもの

■要望事項名 1 公園・学校の維持管理業務について民間競争入札を実施

【具体的要望内容】

一定のエリアにある公園（学校）を対象に、施設の維持管理業務を民間事業者に委託する。又、当該施設を利用した収益事業の実施も可能とする。

【要望理由】

複数施設を1事業者が維持管理することにより、効率性が高まり、収益事業を認めることによる施設の稼働率が上がることが期待できる。

要望主体：大成建設株式会社

○制度・業務の現状

公園管理者以外の者（以下「民間事業者等」という。）による公園施設の設置・管理については、都市公園法第5条により

①公園管理者が自ら設け、又は管理することが不適當又は困難であるとも認められるもの

②公園管理者以外の者が設け、又は管理することが当該公園の機能の増進に資すると認められるもの

のいずれかの条件を満たすものであれば、公園管理者の許可を受ければ可能である。

また、収益事業についても、上記の要件を満たす民間事業者等について、公園管理者の許可する範囲において可能である。

○措置の概要（対応策）

従来「公園管理者が自ら設け、又は管理することが不適當又は困難であるもの」に限って公園管理者以外の者（以下民間事業者等という。）に公園施設の設置・管理を許可してきたが、都市公園の一層の機能増進を目的として、平成16年に都市公園法第5条を改正し、「民間事業者等が公園施設を設置・管理することが都市公園の機能の増進に資すると認められるもの」についても、設置・管理の許可をすることができるよう要件を緩和したところ。

○その他（外部資源の活用状況）

都市公園においては、レストラン、売店など「都市公園の機能の増進に資すると認められるもの」について既に民間等が設置及び管理を行っている。

■要望事項名 2 公園施設管理関連業務

【具体的要望内容】

民間事業者も公園管理者の役割を担えるよう改めるとともに、公園施設の設置許可要件を緩和されたい。

【要望理由】

地域住民のニーズに応じたまちづくりを推進し、都市の賑わいを創出するためには、公園管理においても、小売、娯楽、スポーツ、観光等の分野において独自のノウハウを有する民間事業者を有効活用することが望まれる。 要望主体：大阪商工会議所

○制度・業務の現状（要望事項1と同じ）

公園管理者以外の者（以下「民間事業者等」という。）による公園施設の設置・管理については、都市公園法第5条により

- ①公園管理者が自ら設け、又は管理することが不相当又は困難であるとも認められるもの
- ②公園管理者以外の者が設け、又は管理することが当該公園の機能の増進に資すると認められるもの

のいずれかの条件を満たすものであれば、公園管理者の許可を受ければ可能である。

また、収益事業についても、上記の要件を満たす民間事業者等について、公園管理者の許可する範囲において可能である。

○措置の概要（対応策）

都市公園法上、国営公園の管理主体は国であるが、管理作業全般については、国は直接行わず、外部委託してきているところである。

また、従来「公園管理者が自ら設け、又は管理することが不相当又は困難であるもの」に限って公園管理者以外の者（以下民間事業者等という。）に公園施設の設置・管理を許可してきたが、都市公園の一層の機能増進を目的として、平成16年に都市公園法第5条を改正し、「民間事業者等が公園施設を設置・管理することが都市公園の機能の増進に資すると認められるもの」についても、設置・管理の許可をすることができるよう要件を緩和している。

○その他（外部資源の活用状況）

これまで、植物管理、建物管理、清掃など管理作業全般について外部委託してきているところであり、今後とも引き続き外部委託手法の活用を継続する。

また、都市公園においては、レストラン、売店など「都市公園の機能の増進に資すると認められるもの」について既に民間等が設置及び管理を行っている。

(2) 地方公共団体に対するもの

■要望事項名 1 公園・学校の維持管理業務について民間競争入札を実施

【具体的要望内容】

一定のエリアにある公園(学校)を対象に、施設の維持管理業務を民間事業者に委託する。又、当該施設を利用した収益事業の実施も可能とする。

【要望理由】

複数施設を1事業者が維持管理することにより、効率性が高まり、収益事業を認めることによる施設の稼働率が上がることが期待できる。

要望主体：大成建設株式会社

○制度・業務の現状

1) 指定管理者制度

平成15年度の地方自治法の改正により、「公の施設」の管理主体を公共的団体等に限定していた規定が改正され、同法第244条の2に基づき「指定管理者」に都市公園の包括的管理を行わせることができることとなっている。

2) 公園施設の設置管理

公園管理者以外の者(以下「民間事業者等」という。)による公園施設の設置・管理については、都市公園法第5条により

- ①公園管理者が自ら設け、又は管理することが不適當又は困難であるものと認められるもの
- ②公園管理者以外の者が設け、又は管理することが当該公園の機能の増進に資すると認められるもの

のいずれかの条件を満たすものであれば、公園管理者の許可を受ければ可能である。また、収益事業についても、上記の要件を満たす民間事業者等について、公園管理者の許可する範囲において可能である。

○措置の概要(対応策)

従来「公園管理者が自ら設け、又は管理することが不適當又は困難であるもの」に限って公園管理者以外の者(以下民間事業者等という。)に公園施設の設置・管理を許可してきたが、都市公園の一層の機能増進を目的として、平成16年に都市公園法第5条を改正し、「民間事業者等が公園施設を設置・管理することが都市公園の機能の増進に資すると認められるもの」についても、設置・管理の許可をすることができるよう要件を緩和したところ。

○その他(外部資源の活用状況)

都市公園においては、レストラン、売店など「都市公園の機能の増進に資すると認められるもの」について既に民間等が設置及び管理を行っている。

関連法規

□都市公園の定義

○都市公園法（昭和31年法律第79号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「都市公園」とは、次に掲げる公園又は緑地で、その設置者である地方公共団体又は国が当該公園又は緑地に設ける公園施設を含むものとする。

一 都市計画施設（都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第六項に規定する都市計画施設をいう。次号において同じ。）である公園又は緑地で地方公共団体が設置するもの及び地方公共団体が同条第二項に規定する都市計画区域内において設置する公園又は緑地

二 次に掲げる公園又は緑地で国が設置するもの

イ 一の都府県の区域を超えるような広域の見地から設置する都市計画施設である公園又は緑地（ロに該当するものを除く。）

ロ 国家的な記念事業として、又は我が国固有の優れた文化的資産の保存及び活用を図るため閣議の決定を経て設置する都市計画施設である公園又は緑地

2・3 （略）

□公園管理者以外が設置する公園施設について

○都市公園法（昭和31年法律第79号）（抄）

（公園管理者以外の者の公園施設の設置等）

第五条 第二条の三の規定により都市公園を管理する者（以下「公園管理者」という。）以外の者は、都市公園に公園施設を設け、又は公園施設を管理しようとするときは、条例（国の設置に係る都市公園にあつては、国土交通省令）で定める事項を記載した申請書を公園管理者に提出してその許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 公園管理者は、公園管理者以外の者が設ける公園施設が次の各号のいずれかに該当する場合に限り、前項の許可をすることができる。

一 当該公園管理者が自ら設け、又は管理することが不適當又は困難であると認められるもの

二 当該公園管理者以外の者が設け、又は管理することが当該都市公園の機能の増進に資すると認められるもの

3 公園管理者以外の者が公園施設を設け、又は管理する期間は、十年をこえることができない。これを更新するときの期間についても、同様とする。

（兼用工作物の管理）

第五条の二 都市公園と河川、道路、下水道その他の施設又は工作物（以下これらを「他の工作物」という。）とが相互に効用を兼ねる場合においては、当該都市公園の公園管理者及び他の工作物の管理者は、当該都市公園及び他の工作物の管理については、第二条の三の規定にかかわらず、協議して別にその管理の方法を定めることができる。ただし、他

の工作物の管理者が私人である場合においては、都市公園については、都市公園に関する工事及び維持以外の管理を行わせることができない。

- 2 前項の規定により協議が成立した場合においては、当該都市公園の公園管理者は、成立した協議の内容を公示しなければならない。

□都市公園の許認可について

○都市公園法（昭和31年法律第79号）（抄）

（都市公園の占用の許可）

第六条 都市公園に公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて都市公園を占用しようとするときは、公園管理者の許可を受けなければならない。

- 2 前項の許可を受けようとする者は、占用の目的、占用の期間、占用の場所、工作物その他の物件又は施設の構造その他条例（国の設置に係る都市公園にあつては、国土交通省令）で定める事項を記載した申請書を公園管理者に提出しなければならない。
- 3 第一項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を公園管理者に提出してその許可を受けなければならない。ただし、その変更が、条例（国の設置に係る都市公園にあつては、政令）で定める軽易なものであるときは、この限りでない。
- 1 第一項の規定による都市公園の占用の期間は、十年をこえない範囲内において政令で定める期間をこえることができない。これを更新するときの期間についても、同様とする。

第十二条 国の設置に係る都市公園において次の各号に掲げる行為をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、公園管理者の許可を受けなければならない。

- 一 物品を販売し、又は頒布すること。
- 二 競技会、集会、展示会その他これらに類する催しのために都市公園の全部又は一部を独占して利用すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、都市公園の管理上支障を及ぼすおそれのある行為で政令で定めるもの

- 2 （略）

□都市公園の費用負担について

○都市公園法（昭和31年法律第79号）（抄）

（都市公園の設置及び管理に要する費用の負担原則）

第十二条の二 都市公園の設置及び管理に要する費用は、この法律及び他の法律に特別の定めがある場合を除き、地方公共団体の設置に係る都市公園にあつては当該地方公共団体の、国の設置に係る都市公園にあつては国の負担とする。

（国の設置に係る都市公園の設置及び管理に要する費用についての関係都道府県及び市町村の負担）

第十二条の三 国の設置に係る都市公園で第二条第一項第二号イに該当するものの設置及び

管理に要する費用については、当該都市公園の存する都道府県が、政令で定めるところにより、その一部を負担する。

- 2 前項の場合において、当該都市公園の設置及び管理により他の都道府県も著しく利益を受けるときは、国土交通大臣は、その受益の限度において、同項の規定により都道府県が負担すべき負担金の一部を著しく利益を受ける他の都道府県に分担させることができる。
- 3 前項の規定により国土交通大臣が著しく利益を受ける他の都道府県に負担金の一部を分担させようとする場合においては、国土交通大臣は、関係都道府県の意見を聴かなければならない。

○ 都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）（抄）

（国の設置に係る都市公園の設置及び管理に要する費用についての都道府県の負担）

第二十八条 都道府県が法第十二条の三第一項の規定により負担すべき金額は、各年度ごとに、都市公園の新設に要する費用にあつては当該費用の額から法第十三条又は法第十四条第二項の規定による負担金で当該新設に係るものの額及び第二十条の規定により徴収される使用料で当該都市公園が設置されるまでの間に係るものの額を控除した額に三分の一を、都市公園の改築に要する費用にあつては当該費用の額から法第十三条又は法第十四条第二項の規定による負担金で当該改築に係るものの額を控除した額に三分の一を、都市公園の災害の復旧に要する費用にあつては当該費用の額に三分の一を、都市公園の維持その他の管理（災害の復旧を除く。以下この条において同じ。）に要する費用にあつては当該費用の額から法第十三条又は法第十四条第二項の規定による負担金で当該維持その他の管理に係るものの額及び第二十条の規定により徴収される使用料（当該都市公園が設置された年度にあつては、設置されるまでの間に係るものを除く。）の額を控除した額に十分の四・五を、それぞれ乗じて得た額とする。

□ 権限の委任について

○ 都市公園法（昭和31年法律第79号）（抄）

（権限の委任）

第三十五条 この法律及びこの法律に基づく政令に規定する国土交通大臣の権限は、政令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

□ 地方公共団体の設置する公の施設の管理等について

○ 地方自治法（昭和22年法律第67号）（抄）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第二百四十四条の二 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

- 2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするとき

- は、議会において出席議員の三分の二以上の者の同意を得なければならない。
- 3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。
 - 4 前項の条例には、指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。
 - 5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。
 - 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。
 - 7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。
 - 8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として收受させることができる。
 - 9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。
 - 10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。
 - 11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないとき認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

参考 随意契約見直し計画（平成18年6月）国土交通省（抄）

2. 随意契約見直し計画の達成へ向けた取り組み及び移行時期

（3）契約に関連する制度等の見直しの実施

①公募手続きの導入及び企画競争の本格的な導入

真に随意契約で残さざるを得ないもの以外の契約については、透明性・競争性を確保するため、発注者が特定した公益法人等以外の参加者の有無を確認するための公募手続きの導入や、提案書等を評価して契約相手方を特定する企画競争の本格的な導入を図る。

< 請負、委託の精算時に行われる確定検査業務 >

ア 制度、業務の現状

1. 業務の目的・概要及び具体的実施方法等

(1) 目的：「検査」と「確定検査業務」

「検査」とは、会計法令上、国が調達する工事若しくは製造その他についての請負・委託契約又は物件の買入その他の契約に基づいて行われる給付の完了について当該給付の内容（具体的には、品質や規格、性能、数量など）が、契約した内容に適合しているかを国の職員自らが確認する行為です。

なお、今回ご要望のあった「確定検査業務」について明確な定義は、会計法令上は、存在しておりませんが、最終支払額の確定等を行うの段階で行われる会計法令上の「検査」に付随して行われる補助的な業務と解しております。

(2) 概要：「検査」

確定検査業務に関して、外部委託等を行う場合に支障となる法令や制度は、存在しない。

そのため、本概要については、会計法令上の「検査」について、概括している。

検査の方法、検査の職員（会計法第29条の11関係）

給付の完了の確認をするために必要な検査は、契約に関する事務を行う国の職員（契約担当官等）が、自ら又は補助者などに命じて、契約書や仕様書及び設計書その他の関係書類に基づいて行う必要がある。

監督と検査の職務の兼職禁止（予決令第101条の7）

検査を命じられた職員は、特別の場合を除いて、契約担当官等から「監督」を命ぜられた職員の職務とを兼ねることは、厳格な検査を行う観点から認められない。

監督及び検査の委託（予決令第101条の8）

特に専門的な知識又は技能を必要とする場合など、国の職員によって検

査（監督も同様）を行うことが困難であり、又は適当でないと認められる場合においては、第三者に委託して検査を行わせることができる。

検査を完了した場合の検査調書の作成義務等（予決令第101条の9）

検査を命ぜられた職員は、検査を完了した場合、例外を除いては、所定の検査調書を作成する必要がある。

また、検査調書を作成すべき場合は、その検査調書に基づかなければ、契約の相手方に対して支払いを行うことができない。

* 例外的な場合：・物件の買入契約は、主に数量の確認を検査

・個別法の規定により検査権限を有する機関が検定しており、それに合格したものの検査など

国の職員の義務及び弁償責任（予責法第3条）

国の職員（契約担当官等、補助者、検査職員等）は、

- a) 法令に準拠し、
- b) 予算で定めるところに従い、
- c) 個々の職分に応じて、支出等の行為を行う義務がある。

また、故意又は重大な過失により、前述の義務の規定に違反して支出等の行為を行って国に損害を与えた時は、弁償責任を生ずる。

懲戒処分（予責法第6条）

会計検査院は、検査等の結果、国の職員が故意又は重大な過失により、国に損害を与えた認めるときなどは、当該職員の任命権者に対して当該職員の懲戒処分を要求することがある。

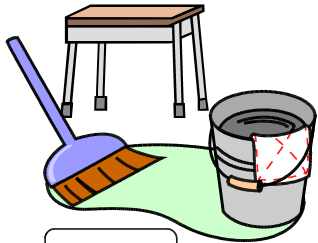
* 会計法.....会計法（昭和22年法律第35条

予決令.....予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）

予責法.....予算執行職員等の責任に関する法律（昭和25年法律第172号）

(3) 具体的実施方法

参考事例：国土交通本省における「庁舎清掃業務」の主な検査手続等

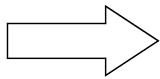


履行

清掃業務等の履行（日常清掃、定期清掃）：請負業者

- ・ 執務室清掃
- ・ ごみ搬出及び計量
- ・ トイレ清掃、ペーパー補充
- ・ 喫煙室清掃 など

必要に応じて、国の職員
が個別指示（監督）

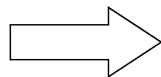


履行報告



清掃業務等の履行状況の整理、提出：請負業者

- ・ 作業実施報告書の記載
- ・ ごみ搬出報告書の記載



完了確認



各種報告書の記載内容の確認（検収）

：国土交通省職員
（補助者）

- ・ 報告書の確認
- ・ 搬出ごみの確認

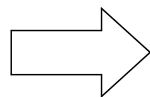


検査完了

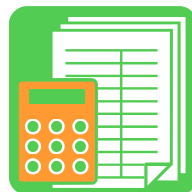


履行実績の管理等：国土交通省職員

- ・ 実績管理・集計（検査職員）
- ・ 報告書の保管

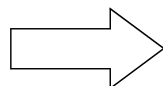


検査調書



請求書受領等：国土交通省職員

- ・ 請求書受領、請求金額確認
- ・ 日々の報告書等との突合
- ・ 検査調書の作成



支払完了



支払い手続：国土交通
省職員

- ・ 金融機関への振込

2．業務実施に当たっての全体組織体系

国土交通省においては、およそ全ての機関、部局において業務の外部委託等を行っており、「確定検査業務」の具体的な実施体制を把握しているところではないため、国土交通省全体の組織体系等を提示します。

- (1) 組織図　：別添1のとおり（国土交通省組織図）
- (2) 事業所数：約1300機関（一般会計、特別会計の合計、一部重複有り）
- (3) 配置人員：57,778人（国土交通省全体の平成18年度末予算定員）

3．業務量に関する指標の実績

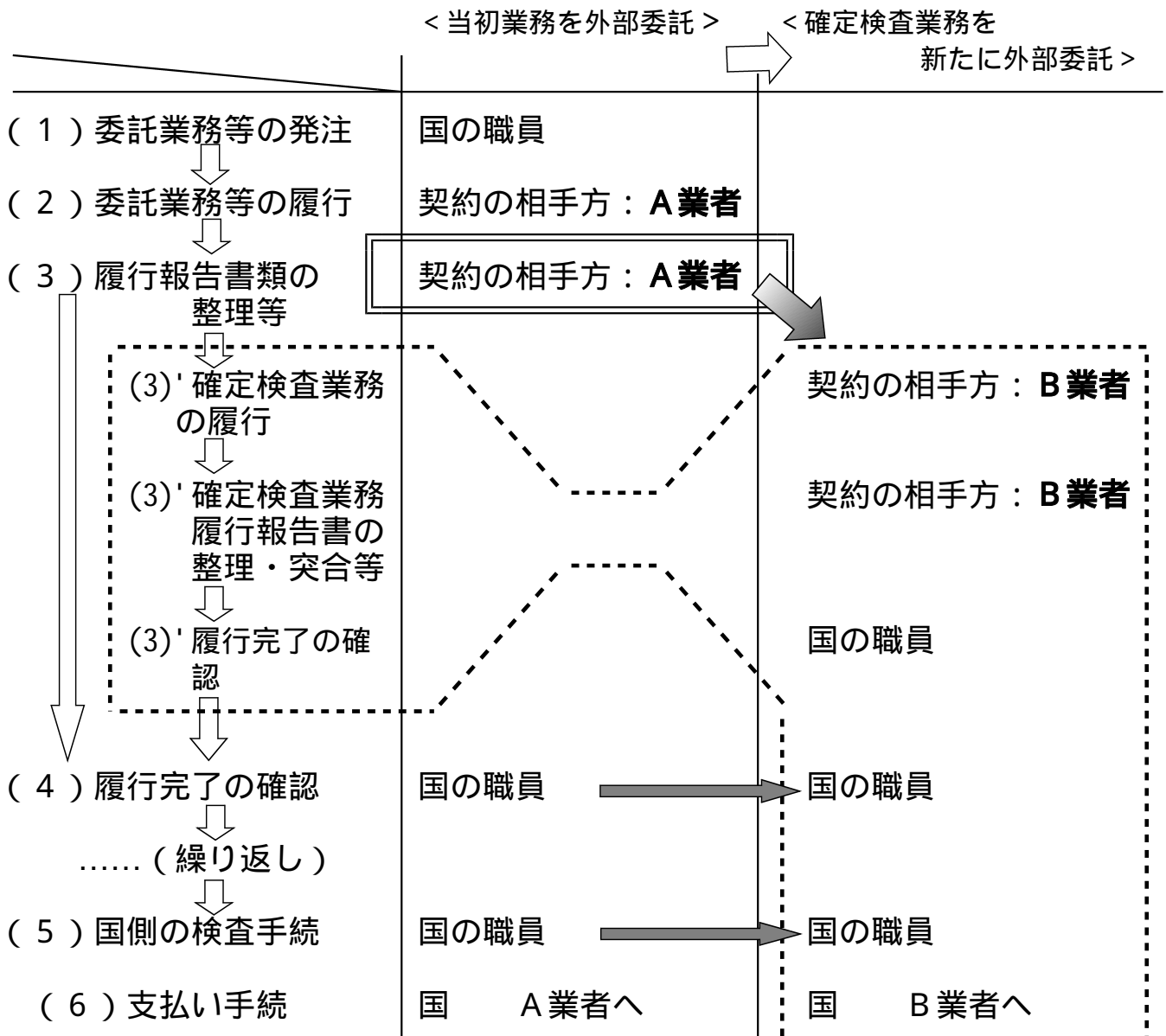
平成16年度調達実績……対象となる業務範囲が示されていないため、
（別添2のとおり）　　当省における調達実績の統計を提出
（全府省共通要領に基づくもの）

4．業務の実施を規制する現行法令及び関連条項並びに規制の概要

「検査」業務の実施において、遵守すべき関係法令は、別添3の通りであるが、官民競争入札のご要望があった「検査」を実施する前の書類整理などの検査の補助的業務については、現状、規制となるものは存在しない点については、すでに「1(2)」に記載しているとおりです。

しかしながら、仮に、書類整理の類の検査の補助的業務のみを、当初の外部委託契約から分離して、別途、第三者たる外部に委託するようなこととなれば、それ自体が委託契約となるため、当該業務（検査の補助的業務の外部委託）の履行に関する国の職員が行う会計法令上の「検査」手続が必要となります。

確定検査業務を新たに外部委託する場合に想定される具体的手続き等



会計法令上は、一般的な「給付の完了の確認」行為を原則的に国の職員に実施させることにより、国の債務（契約の相手方に対する支払額）を確実に把握させ、例えば、国の過払いや契約の相手方の詐欺的行為に対する抑止的な効果等を持たせているものと考えられます。

この点については、前述1（2）、においてすでに記載しているとおり、国の職員に厳格な職務（検査）の遂行を担保させる法令等を配していることから、十分理解できるものです。

イ 要望等への対応に対する所見

1. 国の行政機関等の責任と負担のもとに実施する必要性の是非

- (1) 会計法令上の「検査」については、法的根拠に基づき、国の職員等が実施する必要があると認識しております。
- (2) ご要望のあった検査の補助的業務については、特段の会計法令上の制約がないため、現状、当初の契約における履行内容と合わせて、既に外部委託しております。

2. 「監督・検査の補助的業務」の外部委託の状況

「監督・検査の補助的業務」については、
対象となる事務の具体的な範囲等が明確に定義・特定されていないこと、

仮に、監督・検査の補助的業務の範囲が定義・特定された場合においても、国土交通省における委託や請負の契約件数は、非常に多い状況であること、また、多くの発注機関・部局に契約の事務に関する権限等を委任しているおり、会計法令に基づいて事務を委任された範囲内においては、自主的に契約することが可能であるため、個々の契約内容の全てを本省で一元的に把握できる状況にはないこと

などから、今回は、別添3の調達実績を参考にして頂きたい。

3. 「監督・検査」そのものの外部委託の可否

現行の会計法令上の「監督、検査」は、原則、国の職員等が行うものとしており、民間企業等の外部の者が当該手続を委託する場合は、限定的な場合とされているため、関係法令を所管する省庁による法律の改正等が必要となるものと解しております。

政府内の一府省である国土交通省の判断で、会計法令上の「監督・検査」そのものの外部委託の可否が判断できるものではありません。

4. 現在、外部委託を行っているものの拡充、もしくは市場化の活用に関する国交省の見解

現行法令上、外部委託等を行うことについて支障のない業務で国の職員等が自ら実施する必要のない業務については、従来より順次、外部委託等を行ってきており、現在は国土交通省所管行政において、およそ何らかの外部委託等が行われているところです。

今後とも外部委託の拡充に向けた検討は、継続的に行われていくことが必要であると認識しております。

なお、会計法令に基づく各種の会計事務手続き等は、政府の電子政府構築計

画に基づき、現在、全府省レベルでの業務の見直し及びシステム開発等が行われており、ご要望のあった一部の内部手続（確定検査の補助的業務）等は、業務の標準化・システム化の推進により、合理的な範囲で、効率的に外部委託することを前提として取り組んでおります。

ウ 外部資源の活用状況

イ 2. 「監督・検査の補助的業務」の外部委託の状況については、前述のとおり。

1. 委託業務の内容：主に別添 4 の「役務の提供等」に示す範囲の業務
2. 委託先等：契約件数が多いため、網羅的に全ての法人名称等を明示することは、困難です。
(主に民間企業、所管公益法人など)
3. 業務の費用の財源及び金額：一般会計及び特別会計による支弁金額については、別添 2 のとおり
4. 指定・登録・委託契約等の別：主に、委託契約・請負契約
5. 契約方法、契約実績：別添 2 のとおり

エ その他

請負、委託の精算時に行われる確定検査業務に関する要望について、あらかじめ提案者側に確認を行った項目等

【国土交通省から提案（要望）者への質問事項】

1. 確定検査業務は、「発注者の担当職員が、発注先に出向いて、支払い実績と帳票や勤務日報等とのエビデンスとを突合、確認を行う業務」とされております。
また、当省からの事前質問において、国土交通省は、他省に比べて発注件数が多いとのご認識と伺いました。

しかしながら、国土交通省では、「職員が、発注先に出向いて、支払い実績と帳票や勤務日報等とのエビデンスとを突合、確認を必要とする」ような業務自体を、現在、発注(委託・請負)しておりません。
個別の発注業務名でなくともかまいませんが、イメージされている業務をより具体的にお聞かせください。

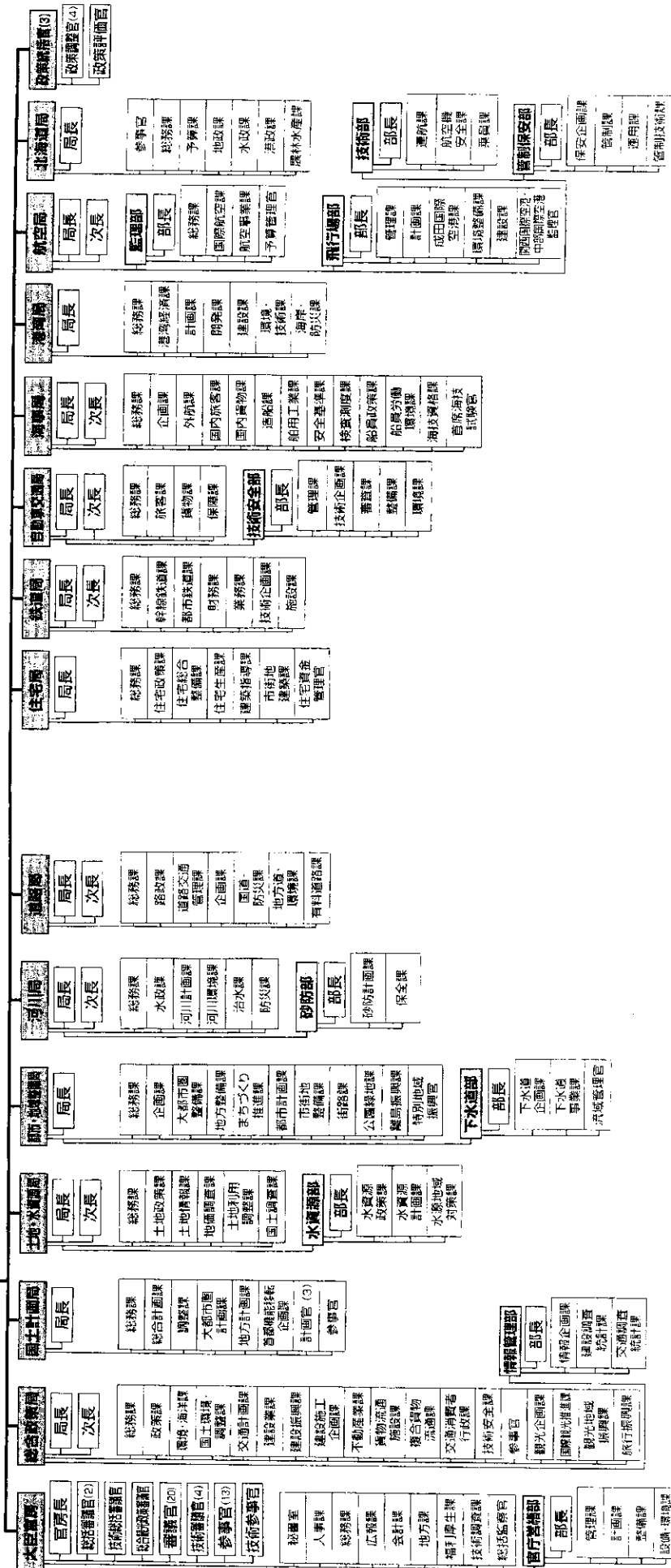
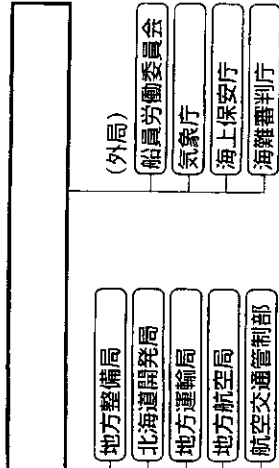
2. また、国の会計法令上、「監督・検査」は、国の職員が行うことを前提としており、ご要望のような「支払い実績と帳票や勤務日報等とのエビデンスとを突合、確認する業務・事務」は、いわゆる監督・検査の補助的業務と解しておりますが、そのような業務に対するご要望と理解して宜しいのでしょうか。

【提案（要望）者からの回答】

1. 「現在、発注業務がない」という点も含め、当方、よく承知しており、先方（国土交通省）と当方（提案者）と間に認識の差異はございません。
すなわち「回答元、ご指摘の通り」であり、よって、この点、回答の必要性がございません。
2. そのご理解で結構です。
なお、「監督・検査の補助的業務」は、会計法令上の「監督・検査業務」ではなく、市場化テスト対象業務になりうるとの判断に基づき、今回の要望を提出しております。

国土交通省組織図

省 交通 国土



契約金額及び件数に関する統計(平成16年)

(機関名:国土交通省)

(単位:件、千円)

区分	契約方法	件数	金額
物品の製造・販売	一般競争契約	3,017	74,527,413
	指名競争契約	490	1,408,797
	随意契約	12,381	52,297,405
	計	15,888	128,233,615
建設工事	一般競争契約	567	479,700,140
	指名競争契約	15,431	1,399,075,129
	随意契約	1,895	92,651,107
	計	17,893	1,971,426,376
建設コンサルタント	一般競争契約	14	209,888
	指名競争契約	10,996	131,938,856
	随意契約	8,165	175,103,103
	計	19,175	307,251,847
役務の提供等	一般競争契約	1,808	20,018,792
	指名競争契約	1,465	8,991,502
	随意契約	15,575	51,015,112
	計	18,848	80,025,406
合計	一般競争契約	5,406	574,456,233
	指名競争契約	28,382	1,541,414,284
	随意契約	38,016	371,066,727
	計	71,804	2,486,937,244

(1) 会計法（昭和22年法律第35条）

第二十九条の十一

契約担当官等は、工事又は製造その他についての請負契約を締結した場合においては、政令の定めるところにより、自ら又は補助者に命じて、契約の適正な履行を確保するため必要な監督をしなければならない。

2 契約担当官等は、前項に規定する請負契約又は物件の買入れその他の契約については、政令の定めるところにより、自ら又は補助者に命じて、その受ける給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行なう工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。）をするため必要な検査をしなければならない。

3 前二項の場合において、契約の目的たる物件の給付の完了後相当の期間内に当該物件につき破損、変質、性能の低下その他の事故が生じたときは取替え、補修その他必要な措置を講ずる旨の特約があり、当該給付の内容が担保されると認められる契約については、政令の定めるところにより、第一項の監督又は前項の検査の一部を省略することができる。

4 各省各庁の長は、特に必要があるときは、政令の定めるところにより、第一項の監督及び第二項の検査を、当該契約に係る契約担当官等及びその補助者以外の当該各省各庁所属の職員又は他の各省各庁所属の職員に行なわせることができる。

5 契約担当官等は、特に必要があるときは、政令の定めるところにより、国の職員以外の者に第一項の監督及び第二項の検査を委託して行なわせることができる。

(2) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）

（監督の方法）

第一百条の三

会計法第二十九条の十一第一項に規定する工事又は製造その他についての請負契約の適正な履行を確保するため必要な監督（以下本節において「監督」という。）は、契約担当官等が、自ら又は補助者に命じて、立会い、指示その他の適切な方法によつて行なうものとする。

（検査の方法）

第一百条の四

会計法第二十九条の十一第二項に規定する工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約についての給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行なう工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。）をするため必要な検査（以下本節において「検査」という。）は、契約担当官等が、自ら又は補助者に命じて、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づいて行なうものとする。

（検査の一部省略）

第一百条の五

会計法第二十九条の十一第三項に規定する特約により給付の内容が担保されると認められる契約のうち財務大臣の定める物件の買入れに係るものについては、数量以外のものの検査を省略することができる。

(監督及び検査を契約担当官等及びその補助者以外の職員に行なわせる場合の手續等)

第一百一条の六

第六十八条第一項の規定は、各省各庁の長が会計法第二十九条の十一第四項の規定により当該契約に係る契約担当官等及びその補助者以外の当該各省各庁所属の職員に監督又は検査を行なわせる場合に、第二十六条第三項の規定は、各省各庁の長が同法第二十九条の十一第四項の規定により他の各省各庁所属の職員に監督又は検査を行なわせる場合に、それぞれ準用する。

2 前項に規定する場合において、各省各庁の長又はその委任を受けた職員は、当該各省各庁又は他の各省各庁に置かれた官職を指定することにより、その官職にある者に監督又は検査を行なわせることができる。この場合においては、同項において準用する第二十六条第三項の規定による同意は、その指定しようとする官職及び行なわせようとする事務の範囲についてあれば足りる。

3 各省各庁の長又はその委任を受けた職員は、監督又は検査を当該契約に係る契約担当官等及びその補助者以外の当該各省各庁所属の職員又は他の各省各庁所属の職員に行なわせることとしたときは、当該契約担当官等にその旨並びに当該監督又は検査を行なわせることとした職員の官職及び氏名を、当該監督又は検査を行なわせることとした職員に關係の契約担当官等の官職及び氏名を、それぞれ通知しなければならない。

(監督の職務と検査の職務の兼職禁止)

第一百一条の七

契約担当官等から検査を命ぜられた補助者及び各省各庁の長又はその委任を受けた職員から検査を命ぜられた職員の職務は、特別の必要がある場合を除き、契約担当官等から監督を命ぜられた補助者及び各省各庁の長又はその委任を受けた職員から監督を命ぜられた職員の職務と兼ねることができない。

(監督及び検査の委託)

第一百一条の八

契約担当官等は、会計法第二十九条の十一第五項の規定により、特に専門的な知識又は技能を必要とすることその他の理由により国の職員によつて監督又は検査を行なうことが困難であり又は適当でないと認められる場合においては、国の職員以外の者に委託して当該監督又は検査を行なわせることができる。

(検査調書の作成)

第一百一条の九

契約担当官等、契約担当官等から検査を命ぜられた補助者及び各省各庁の長又はその委任を受けた職員から検査を命ぜられた職員は、検査を完了した場合においては、財務大臣の定める場合を除くほか、検査調書を作成しなければならない。

2 前項の規定により検査調書を作成すべき場合においては、当該検査調書に基づかなければ、支払をすることができない。

「営業品目の具体的事例」

資格の種類	営業品目	説明（具体的事例）
物品の製造 （物品の販売も同様）	(1) 衣服・その他繊維製品類	制服、作業服、寝具等
	(2) ゴム・皮革・プラスチック製品類	タイヤ、かばん、合成皮革等、FRP製灯塔等
	(3) 窯業・土石製品類	ガラス、陶磁器等
	(4) 非鉄金属・金属製品類	アルミ、ブリキ、洋食器、鉄塔、鋼管、ボルト、ナット、ワイヤーロープ、刃物、手工具、ブイ（標体）等
	(5) フォーム印刷	
	(6) その他印刷類	オフセット印刷、軽印刷等
	(7) 図書類	書籍、新聞、出版等
	(8) 電子出版物類	CD-ROM等
	(9) 紙・紙加工品類	製紙、紙製品、紙袋、段ボール等
	(10) 車両類	自動車、自動二輪、自転車等、清掃車、散水車、除雪車、ブルドーザー、フォークリフト、トラクター等
	(11) その他輸送・搬送機械器具類	航空機、ヘリコプター、自転車等
	(12) 船舶類	
	(13) 燃料類	ガソリン、軽油、ガス等
	(14) 家具・什器類	木製家具、鋼製家具、建具、事務机、椅子等
	(15) 一般・産業用機器類	印刷機、製本機、ボイラー、エンジン、旋盤、造幣事業用機械器具、印刷事業用機械器具等
	(16) 電気・通信用機器類	家電機器、照明器具、通信機器、音響機器、配電盤、交通管制機器、レーダー、交換機、伝送装置、通信ケーブル、蓄電池、発電器、遠方監視装置、レーダー雨量装置等
	(17) 電子計算機類	コンピュータ、パソコン、汎用ソフトウェア等
	(18) 精密機器類	計量機器、測定機器、試験分析機器、理化学機器、気象観測機器、光学機器等
	(19) 医療用機器類	MRI、ベット等
	(20) 事務用機器類	細断機、複写機、穿孔機等
	(21) その他機器類	厨房器具、消火器具、消火装置、防災器具、自動車検査用機械器具、林業用物品等
	(22) 医薬品・医療用品類	医薬品、医療用消耗品、X線フィルム、検査試薬、医療用ガス等
	(23) 事務用品類	事務用品、文具等
	(24) 土木・建設・建築材料	セメント、アスファルト、木材、石材、砂利、ヒューム管、道路標識、カーブミラー、スノーポール等
	(25) 造幣・印刷事業用原材料類 ※平成16、17、18年度の統一資格の種類からは対象外	貨幣材料、塗金材料、特殊印刷用紙、インキ、ペースト、製紙用原材料等

	(26) 造幣事業用金属工芸品類 ※平成16、17、18年度の統一資格の種類からは対象外	金属工芸品の加工等
	(27) 警察用装備品類	銃器関係類、火薬、火工品、硬鉛、その他装備用品
	(28) 防衛用装備品類	防衛用武器等、防衛用施設機器等、防衛用通信電子機器等、防衛用航空機用機器等、防衛用船舶用機器等、防衛用一般機器等、防衛用衛生器材等、防衛用その他機器等
	(29) その他	運動用具、雑貨、動物、肥料、飼料、農薬、食料品、その他
<u>役務の提供等</u>	(1) 広告・宣伝	広告、映画、ビデオ、広報、イベント企画等
	(2) 写真・製図	写真撮影、製図、製本等
	(3) 調査・研究	調査、研究、検査等
	(4) 情報処理	統計、集計、データエントリー、媒体変換等
	(5) 翻訳・通訳・速記	翻訳、通訳、速記、筆耕等
	(6) ソフトウェア開発	プログラム作成、システム開発等
	(7) 会場等の借り上げ	会議施設借り上げ、設営等
	(8) 賃貸借	建物、寝具、植木、物品等
	(9) 建物管理等各種保守管理	清掃、警備、廃棄物処理、害虫駆除、機器保守、電話交換等
	(10) 運送	タクシー、ハイヤー、荷造り、運送、倉庫、旅行等
	(11) 車両整備	車両、航空機、ヘリコプター等の整備
	(12) 船舶整備	船舶の整備
	(13) 電子出版	CD-ROM製作等
	(14) 防衛用装備品類の整備	防衛用武器等、防衛用施設機器等、防衛用通信電子機器等、防衛用航空機用機器等、防衛用船舶用機器等、防衛用一般機器等、防衛用衛生器材等、防衛用その他機器等の整備
	(15) その他	医事業務、検体検査、フィルムバッチ測定等の各種業務委託、その他
<u>物品の買受け</u>	(1) 立木竹	ただし、国有林野事業特別会計で行う林産物の買受けを除く
	(2) その他	鉄屑回収、古紙回収等